

主要国の各種法定年齢

選挙権年齢・成人年齢引下げの経緯を中心に



2008年12月

国立国会図書館調査及び立法考査局

調査資料
2008-3-b

現代社会はますます複雑かつ多様化し、国政審議においても広範で多角的な情報が求められております。このような状況に対応するため、国立国会図書館調査及び立法考査局は『基本情報シリーズ』を刊行いたします。このシリーズは、国政課題に関する基本的な情報をさまざまな視点から提供するものです。

主要国の各種法定年齢

選挙権年齢・成人年齢引下げの経緯を中心に

佐藤 令
大月晶代
落美都里
澤村典子

2008年12月

国立国会図書館
調査及び立法考査局

目 次

I	議論の背景	1
II	本稿の構成	1
1	本稿の対象国	1
2	本稿で扱う「法定年齢」	2
III	各種法定年齢についての概要	2
1	選挙権年齢	2
2	成人年齢	3
3	婚姻適齢	3
4	刑事手続において少年として扱うことができる年齢	3
IV	主要国の法定年齢変遷の経緯及び現状	4
1	日本	4
2	イギリス	10
3	アメリカ	14
4	ドイツ	17
5	フランス	20
6	イタリア	21
7	カナダ	23
8	ロシア	24
9	韓国	26
10	ニュージーランド	28
	参考資料1 主要国の各種法定年齢（一覧）	30
	参考資料2 主要国の選挙権年齢・成人年齢の変遷	32
	参考資料3 - 1 世界各国・地域の選挙権年齢・被選挙権年齢（下院）	33
	参考資料3 - 2 世界各国・地域の選挙権年齢・被選挙権年齢（上院）	34

I 議論の背景

2007(平成19)年5月に成立した「日本国憲法の改正手続に関する法律」(いわゆる「国民投票法」。平成19年法律第51号。)は、国民投票の投票権者の年齢を18歳以上と定めた⁽¹⁾。附則において、2010(平成22)年5月の法律の施行までに18、19歳の者が国政選挙に参加できること等となるよう、選挙権を有する者の年齢を定める公職選挙法、成年年齢を定める民法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする、と規定し、措置が講じられるまでは国民投票の投票権者の年齢を20歳以上とするとしている⁽²⁾。

投票権年齢について、国会審議においては、法案提出者から、①投票権年齢と選挙権年齢とは同一であるべきである、②諸外国では選挙権年齢は18歳が大勢であり、我が国の投票権年齢及び選挙権年齢も18歳に引き下げる必要がある、③民法や公職選挙法などの関連法の改正には一定の時間がかかる、との説明がなされた⁽³⁾。なお、欧米諸国では、選挙権年齢と民事上の成人年齢とを同一にするとともに、その年齢を18歳とする傾向が一般に認められる⁽⁴⁾。

国民投票法の成立を受けて、政府は、内閣官房副長官を委員長とし、各府省事務次官等で構成される「年齢条項の見直しに関する検討委員会」を内閣に設置し、検討を開始した。また、2008(平成20)年2月に、鳩山邦夫法務大臣⁽⁵⁾は、民法上の成人年齢を20歳から18歳に引き下げる法改正の是非を法制審議会に諮問した⁽⁶⁾。

II 本稿の構成

1 本稿の対象国

本稿では、主要8か国(G8)に加えて、選挙権年齢と成人年齢が異なっている韓国及びニュージーランドについて、選挙権年齢、国民投票の投票権年齢、民事上の成人年齢、婚姻適齢、刑事手続において少年として扱うことができる年齢についての規定の改正経緯及び現状を紹介することとする。また、参考として、欧米諸国を中心とした20か国については、上記の各種法定年齢に、義務教育修了、飲酒・喫煙に関する年齢の情報を加えて一覧にまとめた(参考資料1)。連邦制を採る国等において、地域により異なる法定年齢を定めている場合は、人口が最大の地域⁽⁷⁾において適用されている年齢を記した。更に、選挙権年齢・被選挙権年齢については189か国・地域の一覧も掲げた(参考資料3)。

(1) 日本国憲法の改正手続に関する法律第3条。

(2) 日本国憲法の改正手続に関する法律附則第3条。

(3) 第165回国会衆議院日本国憲法に関する調査特別委員会議録第8号 平成18年12月7日 pp.34-35.

(4) 大石真『立憲民主制』(憲法叢書 統治の思想としくみ1) 信山社出版, 1996, pp.86-87.

(5) 本稿で取り上げる人物の肩書きは、特に断りのない限り、当時のものである。

(6) なお、これに関連して平成20年7月に内閣府が行った世論調査では、「契約を一人でできる年齢」、「親権に服する年齢」につき18歳への引下げの賛否、「養子をとることができる年齢に関する意識」、「成年年齢を引き下げた場合の婚姻適齢の在り方に関する意識」等の項目につき調査が行われ、いずれの項目についても、年齢引下げに対する国民の慎重な姿勢が見られた。内閣府大臣官房政府広報室「民法の成年年齢に関する世論調査」内閣府ウェブサイト< <http://www8.cao.go.jp/survey/h20/h20-minpou/index.html> >

(7) 各国の人口最大の地域は以下の通りである。イギリス：イングランド、アメリカ：カリフォルニア州、ドイツ：ノルトライン＝ヴェストファーレン州、カナダ：オンタリオ州、オーストリア：ウィーン州(市)、スイス：チューリッヒ州、スペイン：アンダルシア自治州、オーストラリア：ニューサウスウェールズ州

2 本稿で扱う「法定年齢」

「選挙権年齢」は、国政選挙、中でも下院議員選挙に投票する権利が付与される年齢を取り上げた。ただし、参考資料1及び参考資料3では、両院の選挙権年齢及び被選挙権年齢を対象とする。

「国民投票年齢」は、国民投票に投票する権利が付与される年齢であり、多くの場合、議会（下院）の選挙権年齢の規定が準用され、個別に規定されている場合でも、両者が異なる例は見当たらない。参考資料1に掲載した一覧において、イギリスやフランスのように国民投票ごとに実施細則を法令で定める国については、過去の事例に従った。なお、アメリカ、ドイツ、ベルギー及び中国においては、現在は国政レベルでの国民投票は行われていない。

「成人年齢」は、民事上完全な責任能力を有する年齢を取り上げた。

「婚姻適齢」は、法の規定上婚姻が可能になる年齢を取り上げた。婚姻適齢は日本のように男女で異なる年齢を設定している国・地域もあるため、男女それぞれの年齢を対象とした。諸外国では、成人年齢と親の同意なしに婚姻できる年齢を原則一致させ、親の同意や裁判所の許可等の条件を付して例外的に適齢の引下げを認める国が多いが、その場合は、その条件について注記した。

「刑事手続において少年として扱うことができる年齢」は、刑事手続⁽⁸⁾において少年として扱うことができる年齢の上限を取り上げた⁽⁹⁾。その他にも、刑事責任年齢、一定の重大犯罪において少年を成人と同様に扱う年齢等、年齢に関する規定は複数存在するが、本稿ではこれらについて詳細は扱わない。

III 各種法定年齢についての概要

1 選挙権年齢

選挙権年齢の世界の趨勢は18歳であるといつてよい。調査した189か国・地域のうち、18歳までに（16、17歳を含む）選挙権を付与しているのは170か国・地域となっており、割合にして89.9%に上る（参考資料3を参照）。G8各国では我が国以外すべての国が18歳、OECD加盟30か国では我が国と韓国（19歳）を除くすべての国が18歳までに選挙権を付与している。近年の注目すべき動きとしては、2007年6月にオーストリアが国政レベルの選挙権年齢を18歳から16歳に引き下げており⁽¹⁰⁾、ドイツのように一部の州が地方選挙の選挙権年齢を先行的に16歳としている例もある。イギリスやドイツでは16歳への引下げが議論されている。

選挙権年齢の18歳への引下げは19世紀から20世紀初頭にかけて、まず南米諸国で行われた。欧米では1970年代に引き下げられ、アフリカ、アジア及びカリブ海の旧植民地諸国では1970年代から1990年代にかけて引き下げられている⁽¹¹⁾。

(8) 外国（地域を含む）の刑事手続において少年を規定する法律は、少年法に限らず、少年裁判所法等、国・地域により異なる。また、少年司法制度も国・地域により様々であるが、本稿では詳細は扱わない。

(9) 我が国においては、少年法の適用年齢の基準を処分時とするのが原則であるが（名古屋高等裁判所昭和34年11月18日決定・高刑集12巻9号937頁、澤登俊雄『少年法入門 第4版』（有斐閣ブックス）有斐閣、2008、p.86.等）、犯行時を基準にしている国・地域もある。

(10) 齋藤純子「【オーストリア】【短信】選挙権年齢の16歳への引下げ」『外国の立法』2007.7.10。（事務用資料）

(11) Richard Rose ed., "Age of Voting," *International Encyclopedia of Elections*. Washington D.C.: CQ Press, 2000, p.14.

一般的に、選挙権年齢の引下げの背景には、社会的変化と政治的な要因がある。「成人」は政治的成熟の基準となることが多く、社会的変化によって成人年齢が引き下げられるのに伴って選挙権年齢の引下げも行われることが多い。1970年代の西側先進諸国や、民主化で直接選挙を導入した時のアジア、アフリカがその例である⁽¹²⁾。

その一方で、第二次世界大戦後の東欧の共産主義国や1950年代末から70年代にかけて革命があったキューバ、ニカラグア、イランなどは、選挙権年齢の引下げが純粋に政治的な要因によって行われた例である。政治体制が転換する際には新しい政治体制の「民主的」な側面を強調しようとして、政治参加の有資格者を拡大する傾向にあり、そのために選挙権年齢が引き下げられると言われている⁽¹³⁾。ソビエト連邦や東欧等の旧共産主義諸国が、18歳選挙権を欧米諸国よりも早い時期に導入した理由について、「政治教育的な意味あいが含まれているのではなかろうか」と推察している資料もある⁽¹⁴⁾。

2 成人年齢

大陸法系諸国の法制のルーツであるローマ法は、成人年齢を25歳としていた⁽¹⁵⁾。一方、英米法系諸国の法制のルーツであるコモンローでは、成人年齢を21歳としていた⁽¹⁶⁾。

現在では、成人年齢は選挙権年齢の引下げの議論と密接な関連を有し、選挙権年齢とともに成人年齢を18歳とする国・地域が多いが、アメリカの一部の州、カナダの一部の州、韓国等のように、異なる年齢規定を有する国・地域もある。なお、ニュージーランドでは、1970年成人年齢法（Age of Majority Act 1970）において成人年齢を20歳と規定しているが、この規定は各個別法において成人年齢に関する独自の年齢規定が設けられていない時に限り適用される点が特徴的である。ニュージーランドの事情については後述する。

3 婚姻適齢

諸外国の立法例は、婚姻適齢の高低、男女の差の有無、適齢引下げの特例の有無、成人年齢との関係等において多様である⁽¹⁷⁾。世界的潮流として、近年の改正は、婚姻適齢の男女の差を無くす傾向にある。また、親の同意なしに婚姻できる年齢と成人年齢とを一致させる傾向⁽¹⁸⁾にあり、親の同意や裁判所の許可等の条件を付して例外的に適齢の引下げを認める国・地域が多い。

4 刑事手続において少年として扱うことができる年齢

近代までは、刑事手続において成人と少年を区別して扱う現在のような裁判制度はなかった。そのため、刑事責任能力がないとされる年少者は刑罰を免れるが、刑事責任能力があるとされ

(12) *ibid.*

(13) *ibid.*

(14) 杉原正純「選挙権年齢の引下げ問題について」『選挙時報』19巻11号、1970.11-12、pp.6-7。

(15) 6世紀前半の東ローマ皇帝ユスティニアヌスが編纂したローマ法大全（ユスティニアヌス法典）における行為能力の年齢については、原田慶吉『ローマ法上巻』（有斐閣全書）有斐閣、1949、pp.61-63。を参照。

(16) 望月礼二郎『英米法（新版）』（現代法律学全集）青林書院、1997、pp.353-359。

(17) 永井紀昭「婚姻適齢及び待婚期間に関する覚書（上）」『戸籍』486号、1984.12、pp.17-23。に詳しい。ただし、当時は現在と異なり、婚姻適齢に男女差を設けている国（スイス、オーストリア、オーストラリア、フランス等）が多かった。

(18) 青山道夫・有地亨編『新版 注釈民法(2)親族(1)』有斐閣、1989、p.193。（上野雅和執筆）

る年齢の者であれば、現在では少年として扱われ得る者であっても、成人と同じ裁判所で扱われた⁽¹⁹⁾。

しかし、近代になると、少年には、その人格と環境とに応じて成人と異なる処遇をすべきであるとの考え方が出てきた。1899年には、アメリカのイリノイ州において、世界に先駆けて少年裁判所の制度が確立された。これは、非行少年は保護に欠けた少年であり、これらの少年に対しては、親に代わって国が保護を与えるべきであるという国親思想 (parens patriae) に基づいたものである⁽²⁰⁾。その後、少年司法制度は世界中に広がり、少年として扱うことができる年齢は多くの国・地域で引き上げられていった。

近年は、少年を18歳未満の者と規定する国・地域が多くなっている。しかし、ドイツなどのように、特別な事情がある場合には少年の年齢の上限を拡大し得る制度を設ける国がある。

なお、刑事手続において少年として扱うことができる年齢については、少年法の適用年齢は刑事政策的考慮に基づくので、民法上の行為能力と直接の関係はないとの指摘もある⁽²¹⁾。

IV 主要国の法定年齢変遷の経緯及び現状

1 日本

(1) 選挙権年齢

我が国の選挙権年齢は、1945（昭和20）年の衆議院議員選挙法の改正により25歳から20歳に引き下げられ、今日に至っている⁽²²⁾。改正法案の帝国議会審議の中で、堀切善次郎内務大臣は選挙権年齢を引き下げる理由及び目的を以下のように述べている⁽²³⁾。

- ① 教育文化の普及や一般民度の向上、殊に戦争中における社会的、経済的活動の実際に徴して、青年の知識能力が著しく向上した。
- ② 満20年に達した青年は、民法上の行為能力を有しているだけでなく、国政参与の能力と責任観念においても欠けるところがない。
- ③ 青年の選挙参加によって、選挙界の弊害を一新し、新日本建設の新しい政治力を形成する。

引下げ前の25歳という選挙権年齢が定められたのは、1889（明治22）年制定の衆議院議員選挙法によるものである⁽²⁴⁾。同法の原案では、1878（明治11）年に制定された府県会規則において選挙権年齢が20歳であることを踏襲して⁽²⁵⁾、20歳とされていたが、大日本帝国憲法の起草に携わった井上毅、ロesslerなどの意見によって25歳に引き上げられたと言われている⁽²⁶⁾。

(19) 四ッ谷巖『司法研究報告書 年長少年事件の取扱に関する諸問題』司法研修所, 1953, pp.28-29; 木村裕三『イギリスの少年司法制度』成文堂, 1997, pp.21-34. 等。

(20) 澤登 前掲注(9), pp.37, 274. ただし、1950年を過ぎるころから、アメリカでは国親思想に基づく少年裁判所の運営に強い批判が起り、1960年代以降には国親思想は修正されることとなった。

(21) 田宮裕・廣瀬健二編『注釈少年法 改訂版』有斐閣, 2001, p.29.

(22) 衆議院議員選挙法（大正14年法律第47号）第5条。現行法は公職選挙法第9条。

(23) 第89回帝国議会貴族院衆議院議員選挙法中改正法律案特別委員会議事速記録第1号 昭和20年12月12日 p.1.

(24) 衆議院議員選挙法（明治22年法律第3号）第6条。年齢以外にも、直接国税を15円以上納める男性という要件が課されていた。

(25) 山田公平「わが国における選挙制度の形成 - 明治11年府県会選挙規則について」『名古屋大学法政論集』24号, 1963, pp.102-107.

(26) 稲田正次『明治憲法成立史 下巻』有斐閣, 1962, pp.1084-1104. ロesslerの意見については「選挙法案に関する鄙見」伊藤博文編『秘書類纂 7 帝国議会資料 上巻』秘書類纂刊行会, 1934, pp.17-50.

選挙権の納税要件については徐々に緩和されていき、1925（大正14）年には男性の普通選挙が実現するが、女性への参政権付与及び選挙権年齢の20歳への引下げについては法案が度々提出されたものの、第二次世界大戦後まで実現をみることはなかった²⁷⁾。

その後、1970年前後に欧米諸国が選挙権年齢を18歳に引き下げた。また、我が国でも少年法に関して法務大臣が法制審議会に対して、18歳以上20歳未満の者を「青年」として18歳未満の少年とも20歳以上の成人とも異なる取扱いをすること等の法改正の是非を諮問した。これを受けて、秋田大助自治大臣は閣議において「少年法の年齢引き下げと関連して公職選挙法の投票年齢を引き下げる問題が論議を呼ぶと予想されるので、今後、関係省庁でも真剣に検討してもらいたい」と発言し、閣議もこれを了承した²⁸⁾。これを機に選挙権年齢を引き下げるべきではないかという議論が国会において盛んになった。その際、大きな論点となったのが、憲法第15条第3項が「公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する」と規定していることについて、選挙権年齢と民法上の成年年齢が一致していなければならないか否かという点である。荒井勇内閣法制局第三部長は「純粋な理論的な可能性としては、民法上の成年と、それから選挙年齢をきめているところの憲法十五条三項でいう成年者の成年というものが理論的な可能性としては全くその論理、必然的に一致しなければならないというものではない」とする一方で、「実際のその経済社会において、自己のために私法上の行為をするというのに十分な判断力を備えているか、それを一般的に見まして備えている年齢と見られるかというその観点と、公的な国政に参加をして選挙権を行使するというのにふさわしい判断力を備えているかという点を対して見ますと、やはりその両者の間には密接な関連があるのではないのかというように考えるのが至当ではないかというように思っております」と答弁している²⁹⁾。学説上は、憲法上の「成年」と民法上の「成年」は、一致しなければならないものではないとされ、普通選挙の趣旨からは、憲法上の「成年」を民法上の「成年」より引き上げることは違憲であっても、引き下げることは立法政策上可能であるとされる³⁰⁾。

結局、選挙権年齢は民法その他の法体系全般との関係を十分考慮しなければならない点や、世論調査の結果³¹⁾においても世論の動向は必ずしも選挙権年齢の引下げを積極的に肯定しているとは見られない点などから、福田一自治大臣は慎重な姿勢を示し³²⁾、法案の提出や、選挙制度審議会への諮問には至らなかった。

1990年代後半になって選挙権年齢引下げの議論が再び活発化してきたが、これは、少子高齢社会への対応、若者の政治的社会化及び世界的な潮流への同調などを目的としたものと言われている³³⁾。国政選挙において、選挙権年齢の18歳への引下げを公約・マニフェストに掲げ

27) 二井関成『選挙制度の沿革』（現代地方自治全集9）ぎょうせい、1978、pp.119, 174.

28) 「日本も引き下げ検討 選挙権の年齢 自治相発言 閣議で了承」『読売新聞』1970.6.19、夕刊.

29) 第63回国会閉会後参議院公職選挙法改正に関する特別委員会会議録第2号 昭和45年9月4日 pp.3-4.

30) 佐藤功『ポケット注釈憲法（上）〔新版〕』有斐閣、1983、p.260；辻村みよ子「なぜ未成年者は選挙権をもっていないのか」『法学セミナー』No.424、1990.4、p.31.

31) 「選挙権年齢の引下げに関する世論調査結果の概要について」『選挙時報』21巻6号、1972.6、pp.30-45；「政治意識に関する調査結果の要旨」『選挙時報』22巻9号、1973.10、pp.47-52。1971年5月、同年7月及び1972年11月の3回にわたって世論調査が行われている。いずれの調査においても、16歳から19歳までの未成年者を含めた全ての年齢層で、選挙権年齢の引下げについて、反対が賛成を上回っている。

32) 第75回国会参議院公職選挙法改正に関する特別委員会会議録第6号 昭和50年6月20日 pp.6-7.

33) 井田正道「18歳選挙権に関する考察」『政経論叢』71巻5・6号、2003.3、p.147.

る政党も多く³⁴⁾、また、「Rights」など選挙権年齢引下げを求める団体も存在するが³⁵⁾、現在に至るまで引下げは実現していない。

(2) 成人年齢

現在、我が国の成人年齢は20歳と定められている³⁶⁾。これは、1876(明治9)年に、「自今満二十年ヲ以テ丁年ト定ム」(明治9年4月1日太政官第41号布告)を制定した際、8世紀初頭に制定された大宝令が数え年の21歳を「^{ていねん}丁年」と定めていたことにかんがみ、ほぼ対応する満20歳を丁年としたことによる³⁷⁾。その後、1890(明治23)年の民法財産取得編人事編(明治23年法律第98号。以下「明治23年民法」という。)第3条を経て、1898(明治31)年に施行された現行民法(明治29年法律第89号)に至るまで、20歳の年齢規定が踏襲された。

ただし、律令上の丁年は課税・兵役の基準年であり、近代法の成年制度との制度的関連性は乏しい。実際には、当時の立法者は、近代的な経済取引秩序を上げるための必要条件として欧米の成年制度を受け入れることを基本に、15歳程度を成年とする我が国の旧来の慣行³⁸⁾をも考慮に入れて、当時の国際的な基準³⁹⁾からいけばやや低く、それまでの我が国の慣行からすればかなり高い成年年齢を採用したとみられており、大宝令の「丁年」の規定はその理由付けに用いられたと考えることができる⁴⁰⁾。なお、『全国民事慣例類集』(1880(明治13)年)には、20歳ないしそれ以上の成年期を定めた地方があることも記されており、本人保護を主な目的とする制限行為能力者制度(旧無能力者制度)の趣旨からも、それまでの日本の慣行に比して高い20歳を標準としたとする考察もある⁴¹⁾。

なお、民法起草者の一員である梅謙次郎は、日本人の世間的知識の発達が他の西洋諸国より早いことを、成人年齢を20歳とする理由付けとしている⁴²⁾。

(3) 婚姻適齢

現在、我が国の婚姻適齢は、男性18歳、女性16歳である⁴³⁾。ただし、未成年者の婚姻は父母の同意を必要とする⁴⁴⁾。

34) 2005年衆議院議員総選挙においては、民主党、公明党及び社民党がマニフェストに掲げている。

35) Rightsの主張については、高橋亮平ほか編『18歳が政治を変える!』現代人文社、2008.を参照。

36) 民法第4条。平成16年法律第147号による改正(現代語化等)以前は第3条。

37) 法制局議按 明治8年12月10日(『太政類典』第2編133巻【36】「成丁年度ヲ定」)

38) 民法施行前の一般慣行としては、おおむね13歳から15歳前後で、成年式によって、一人前の資格を一般から公認されていた。谷口知平・石田喜久夫編『新版 注釈民法(1)総則(1)』有斐閣、2002, pp.294-299(高梨公之・高梨俊一執筆)。奈良時代以後元服の慣習が生じ、元服によって今日の成年に相当する独立の行為能力を享有するに至った。その年齢は、時代や身分階級によって相違したが、天皇が11歳から15歳、皇太子・皇族が11歳から14歳、臣下が12歳から20歳くらいで、武士の間では大抵15歳前後であった。高木侃「民法典は教科書にあらざり第三條の制定過程と編纂方針の一斑」『関東短期大学紀要』第44集、1999, pp.15-27。

39) 当時の欧米諸国は、21歳から25歳程度を成人年齢と定めていた(21歳とするものが比較的多かった)。谷口・石田編 同上, p.296。

40) 同上

41) 同上

42) 梅謙次郎『民法原理 総則編 卷1』和仏法律学校他、1903, p.66。

43) 民法第731条。

44) 民法第737条。

我が国の婚姻適齢は、8世紀ごろの律令期には男性15歳、女性13歳と定められていたが⁽⁴⁵⁾、平安時代以降規定は空文化し、江戸時代に至っても一般的な規定は存在しなかった⁽⁴⁶⁾。

明治時代に入り、1871(明治4)年の「民法決議」が、フランスの影響を受けて婚姻適齢を男性18歳、女性15歳とする⁽⁴⁷⁾など、婚姻適齢に関する多くの民法草案が作成された。明治23年民法においては、草案段階では、男性17歳、女性14歳と、律令とフランス民法の折衷案を採用していたが、医学的な調査⁽⁴⁸⁾を経て、男性17歳、女性15歳に変更された。その後、この年齢規定は、現行民法においてそのまま引き継がれ、第二次世界大戦後、1947(昭和22)年の親族編の改正の際に、男性18歳、女性16歳に引き上げられたという変遷⁽⁴⁹⁾をたどっている。

1947年の民法改正においては、次のような事情を背景として議論がなされ、結果的に男女1歳ずつの引上げが妥協的に決定されたとされている⁽⁵⁰⁾。

- ① 新憲法下における婚姻の自由を貫くとすれば、何人の同意も不要とすることが理論上相当であり、婚姻適齢を上げて未成年者の婚姻についても同意を不要とする考え方や婚姻適齢を成年年齢である20歳にまで上げて同意を不要とする考え方があったこと。
- ② 婚姻の平均年齢は男女とも20歳を超えているが、農漁村等では20歳未満で結婚する者が相当存在するのに、こうした実態を無視して婚姻適齢を高くすると、かえって届出をしない内縁関係が多くなるおそれがあると考えられたこと。
- ③ 未成年者が婚姻をしたときは成年に達したものとみなすという婚姻による成年擬制の規定を置くが、婚姻には相当の経済的能力を必要とするものである以上、余り年少の夫婦ができることは望ましくないと考えられたこと。
- ④ 外国とりわけアメリカでは、婚姻適齢を男18歳、女16歳とする国(州)が少なからずあったこと。

1996(平成8)年に法制審議会が法務大臣に答申した「民法の一部を改正する法律案要綱」は、以下の理由により、女性の婚姻適齢を2歳引き上げて、婚姻適齢を男女18歳とすることが適当であるとした⁽⁵¹⁾。

- ① 社会生活が複雑化・高度化した現時点でみれば、婚姻適齢は、男女の社会的・経済的成熟度に重きを置いて定めるのが相当と考えられ、この観点からすれば男女の間に有意な差は存しない。

(45) 『令集解』卷十「戸令」には、「凡男年十五、女年十三以上、聴婚嫁」とある。国書刊行会編『令集解 第一』国書刊行会、1912、p.324。

(46) 井戸田博史「婚姻年齢をめぐって」『時の法令』1567号、1998.4.15、pp.45-61。

(47) ちなみに、明治5年11月9日太政官第337号布告「太陰暦ヲ廢シ太陽暦ヲ頒行ス」により我が国に太陽暦が導入され、明治6年2月5日太政官第36号布告「年齢計算方ヲ定ム」により「幾年幾月」という形での年齢計算が導入されたが、年齢計算にいわゆる満年齢が導入されたのは年齢計算ニ関スル法律(明治35年法律第50号)が最初である。この点、明治期以前の年齢表記は、現在の満年齢と完全に一致しない場合があることに留意する必要がある。

(48) 明治22年、箕作麟祥司法次官が渡辺洪基帝国大学総長に依頼した調査。女子の生殖器機能発動の時期と身体発育の程度、男子については生殖器機能発動に関する外国の学者の意見及び身体発育の程度を調査し、併せて、明治19年の帝国民籍戸口表を点検して実際上の結婚年齢を統計上割り出すことにより、「男子満17歳、女子満15歳」の婚姻適齢を答申した。堀内節・広瀬隆司「民法典における婚姻適齢について」『白門』22巻1号、1970、pp.4-14。

(49) 以上、我が国の婚姻適齢の変遷については、永井 前掲注(17)、井戸田 前掲注(46)及び堀内・広瀬 同上の各文献に詳しい。

(50) 永井 前掲注(17)、pp.8-9。

(51) 小池信行「『民法の一部を改正する法律案要綱』の概要」『法律のひろば』49巻6号、1996.6、pp.5-6。

- ② 高校教育が事実上義務教育化されている社会の実態からすると、高校卒程度の年齢をもって婚姻適齢とするのが相当と考えられる。

ただし、同要綱は、この女性の婚姻適齢引上げのほか、選択的夫婦別氏制度の導入、非嫡出子の相続分の平等化等、様々な議論のある項目を含んでいたことから、同年の通常国会への法案提出が見送られ、要綱の趣旨に沿った法整備は現在に至るまで実現していない⁵²⁾。

また、我が国の婚姻適齢に男女差があることについては、日本が児童の権利に関する条約を批准していることから、国際連合の児童の権利委員会からも是正に関する勧告を受けている⁵³⁾。

(4) 刑事手続において少年として扱うことができる年齢

現在、我が国の刑事手続において少年として扱うことができる年齢は、20歳未満である⁵⁴⁾。

かつての刑事手続においては、8世紀初頭に制定された養老律によれば、犯行時を基準として16歳以下の者に対しては刑を減輕していた⁵⁵⁾。江戸時代の公事方御定書(1742(寛保2)年)では刑が減輕されるのは15歳未満の者となり、その後も、15歳未満の者については刑を減輕する取扱いがなされた⁵⁶⁾。

1880(明治13)年に施行された刑法(旧刑法)は、12歳未満の者の行為は罰せず⁵⁷⁾、20歳未満の者は刑を減輕すると規定した⁵⁸⁾。

1911(明治44)年からの刑事訴訟法(明治23年法律第96号)改正作業の過程で、日露戦争後の犯罪少年増加対策等として少年法の制定が検討され始めた⁵⁹⁾。その際、責任追及主義と保護主義を並存させる少年法制を目指して、アメリカの少年裁判所とともにドイツ法制も参考とされた。1913(大正2)年の司法省内部の「少年犯罪ニ関スル法律案特別委員会」での議論では、当時は14歳以上20歳未満の者による犯罪が多かったが、「強盜強姦等悪性ノ犯罪最モ多シ然ルニ之ヲ監獄ニ投スルハ設備モ不適當ニシテ感化不能ニシテ却テ犯罪ノ稽古ヲ成ス」等の意見が出され、処分時に20歳とすることに決定していた⁶⁰⁾。これを受けて1914(大正3)年の中間整理案では、少年法の適用を20歳未満の者とした⁶¹⁾。しかし、1920(大正9)年の第42回帝国議会に提出された少年法案では、18歳未満の者を適用対象とした。その趣旨について、衆議院の委員会での法案説明では、18歳は、数え年では20歳であり、まずその位の限度の者

52) 野村豊弘「平成8年改正要綱を読み直す－特集にあたって」『ジュリスト』No.1336, 2007.6.15, pp.2-9. ただし、同要綱に即した内容の議員提出法案は何度も国会に提出されている。

53) 「児童の権利委員会の最終見解：日本 2004年2月26日 CRC/C/15/Add.231 (最終見解/コメント)」項目22、23(a). 外務省ウェブサイト <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/0402/pdfs/0402_j.pdf>

54) 少年法(昭和23年法律第168号)第2条第1項。

55) 四ッ谷 前掲注19, p.29.

56) 同上, pp.29-30.

57) 刑法(明治13年太政官第36号布告)第79条。

58) 罪を犯すとき満12歳以上16歳未満の者で弁別がないと認められたときは罰せられず、弁別があると認められたときには2等減じられ(旧刑法第80条)、満16歳以上20歳未満の者は1等減じられた(同法第81条)。ただし、満16歳以上20歳未満の者であっても、違警罪(違警罪とは、旧刑法における犯罪の分類の重罪・軽罪・違警罪のうち、最も軽微な犯罪を指し、拘留又は科料のみを科せられる犯罪をいう。その処罰は正式裁判によらないで、警察署長又はその代理である官吏による即決処分で行うとされた(三井誠『刑事法辞典』信山社, 2003, p.9.))は宥恕されない(同法第83条)。

59) 田宮・廣瀬 前掲注21, pp.14-15.

60) 森田明『日本立法資料全集18』信山社出版, 1993, pp.17-18, 321-322.

61) 同上, pp.72, 420. 14歳未満の者を「幼年」とし、14歳以上20歳未満の者を「少年」としている。

までは保護をしなければならない旨の説明がなされた⁶²⁾。そして、1922（大正11）年に少年法が成立し、同法の対象とする年齢は18歳未満となった⁶³⁾。1923（大正12）年の施行後にも、関係実務家の間では年齢引上げが論議要望され、少年保護に関心を示す学者間においても、これを支持する声が強かった⁶⁴⁾。

第二次世界大戦後、連合軍総司令部（GHQ）関与の下でさまざまな法令の見直しが行われ、少年法も対象となった。GHQの提案は、児童（child）を21歳未満の者としていたが、少年の年齢の定義を20歳未満にする日本側の原案⁶⁵⁾が容れられた⁶⁶⁾。ただし、当時の社会の情勢と施設の不備を理由に、年齢引上げ条項の施行は1951（昭和26）年1月1日まで延期された。同年2月には、法務府が、18、19歳の少年の事件を検察官先議とする等の内容の「少年法改正草案」を作成したが、GHQの反対で国会に提出することはできなかった⁶⁷⁾。

1970（昭和45）年には、法務省作成の「少年法改正要綱」案を基に法制審議会に諮問がなされた。要綱案では、18歳以上20歳未満の者を新たに「青年」とし、青年の事件の処理手続をすべて刑事訴訟法その他一般の例によることとし、青年の事件はすべて刑事事件として家庭裁判所で処理するとした。青年の特質を考慮すると、成人に対する場合と異なる配慮が必要であるため、青少年の保護事件を専門に取り扱ってきた家庭裁判所に管轄させ、同一の手続内で刑事処分と保護処分の選択ができるようにするものである⁶⁸⁾。法務省の改正案については、学界から強い反対意見が出され、最高裁判所と日本弁護士連合会も、現行少年法の基本理念や基本構造を変えるものであるとの意見を表明した⁶⁹⁾。当時、アメリカでは、少年法の伝統的保護主義が批判の対象となっていたが⁷⁰⁾、アメリカの少年法を模範とした日本においては、学界及び実務界から、現行少年法の基本理念等を維持することが求められたのである⁷¹⁾。

7年間続いた法制審議会での審議は結論が出ず、1977（昭和52）年、現行の基本構造を変え

62) 第42回帝国議会衆議院少年法案外一件委員会 大正9年2月6日。同上, pp.37, 514-525。「十八歳説ヲ採ラレタノハ、詰マリ単一ニシテ確定シタル根拠ナク、所謂政府委員ノ常識ノ上ニ於イテ適当ナリト云フ御考ノ下ニ出来タ、斯ウ云フ説明デアリマス」と指摘されている（p.521.）。

63) 少年法（大正11年法律第42号）第1条。検察官が刑事処分にするか保護処分にするか振り分け、保護処分が適当と判断されたときは、行政機関である少年審判所が審判を行った。

64) 四ッ谷 前掲注(9), p.5.

65) 年齢を20歳未満に引き上げた理由について、当時の終戦後の社会混乱に投げ出された少年に対する責任感、昭和の初年以来年齢引上げが久しい間の懸案であったこと等の意見が紹介されている（同上, p.9.）。また、四ッ谷巖氏は、我が国における成人年齢が20歳であり、アメリカでは当時は一般に21歳が成人とされていたことを挙げ、少年年齢の上限は成人年齢が重要な基準となっていると推定している（同上, p.12.）。

66) 年齢引上げ条項を除き、昭和24年1月1日に施行された。少年に対する保護処分の決定は、司法機関である家庭裁判所が行う。

67) 澤登 前掲注(9), p.247.

68) 法務省刑事局「少年法改正要綱説明」『ジュリスト』No.463, 1970.10.1, pp.66, 74-75. 改正案の少年に関する部分ではここでは述べない。

69) 最高裁判所事務総局『少年法改正に関する意見』1966；日弁連司法制度調査会少年法部会「少年法改正要綱に関する意見(1)」『自由と正義』23巻7号, 1972.7, pp.66-78. 等。最高裁判所の意見は、法務省が1966（昭和41）年5月に発表し、「少年法改正要綱」の基礎となった少年法改正に関する構想について出されたものである。

70) アメリカの伝統的保護主義は、国親思想に基づく少年裁判所の活動の中に存在し、その特徴は、広範な公的介入（少年裁判所の管轄権が広いこと、厳格な規律・訓練を内容とする施設収容処遇が中心であること、科学的調査が重視されたこと）と適正手続の排除である。これに対し、1950年過ぎから連邦レベルで強い批判（非行少年の甘やかし、処遇内容の劣悪さと適正手続の欠如）が行われた。その後、アメリカでも少年司法制度に関する考え方が変わり、厳罰主義へ転換し、少年の処遇が司法と福祉に二極化していった。（澤登 前掲注(9), pp.274-275.）

71) 同上, p.248.

ない範囲内で、改善する必要のある事項を指摘するという内容を法務大臣に答申した。この「中間答申」は、4つの柱から構成されており、年齢に関する部分は、18歳以上の年長少年の事件については、少年審判の手續上、18歳未満の中間少年（16歳、17歳の者）・年少少年（14歳、15歳の者）とはある程度異なる特別な取扱いをすることというものであった⁽⁷²⁾。その後、この点について、「中間答申」の内容を実現するような少年法の改正は行われていない。

Point 日本のポイント

- ①各種法定年齢とも、引下げや引上げの議論はあるものの、第二次世界大戦後の改正以降、見直しは行われていない。
- ②選挙権年齢や成人年齢は、第二次世界大戦後の改正当時は諸外国に比べてむしろ低く設定されたが、1970年前後に諸外国が引き下げたことに伴い、現在では諸外国より高いものとなっている。
- ③婚姻適齢については、諸外国が男女の差を無くす傾向にある中で、依然として男女の差が存在する。

2 イギリス

(1) 選挙権年齢と成人年齢

イギリスにおいて選挙権年齢引下げの議論が行われたのは、1960年代半ばから後半にかけてのことである。労働党のウィルソン首相が選挙制度改革を下院議長に対して諮問したのを受けて、下院議長は、1965年5月、1949年国民代表法（Representation of the People Act 1949）の改正を審議する「選挙法に関する審議会（Conference on Electoral Law, 通称 Speaker's Conference）」を発足させた。選挙人登録、選挙費用、選挙執行及び投票など多岐にわたる諮問事項の筆頭に挙げられていたのは21歳となっている選挙権年齢引下げの問題提起であった⁽⁷³⁾。

その一方で、選挙権年齢の問題とは別に、従来コモンローによって21歳となっていた成人年齢⁽⁷⁴⁾は何歳が妥当であるかを諮問するために、政府は「成人年齢に関する委員会（The Committee on the Age of Majority, 通称 Latey Committee）」を1965年7月に設置した。2年にわたる審議を経て、成人年齢に関する委員会は1967年7月に、成人年齢を18歳に引き下げるのが妥当であると政府に答申した⁽⁷⁵⁾。この議論の背景には、青少年が無責任又は反社会的である場合、それは責任を付与されていないことに一因があり、思いきって責任を付与することが青少年の無責任を療治し、責任感を涵養する一手段として実効性がある⁽⁷⁶⁾、という考え方が

⁽⁷²⁾ 同上, p.249.

⁽⁷³⁾ 柳沢長治「ヨーロッパにおける選挙権年齢引下げの動向－イギリス・西ドイツを中心として－」『地方自治』277号, 1970.12, p.3.

⁽⁷⁴⁾ なお答申の中で、成人年齢が21歳となっていたのは、13世紀のマグナカルタの時期に、騎士として軍務を担う年齢を、重い甲冑を着用しながら槍や剣を掲げることができる能力という観点から21歳に引き上げたことに由来する、と説明されている。Report of the Committee on the Age of Majority, July 1967, Cmnd. 3342, para.38. なお、同答申の抄訳は、法務省刑事局『英・独・米における選挙権年齢引下げに関する資料』1971, pp.3-22. に掲載されている。

⁽⁷⁵⁾ Report of the Committee on the Age of Majority, *ibid.*

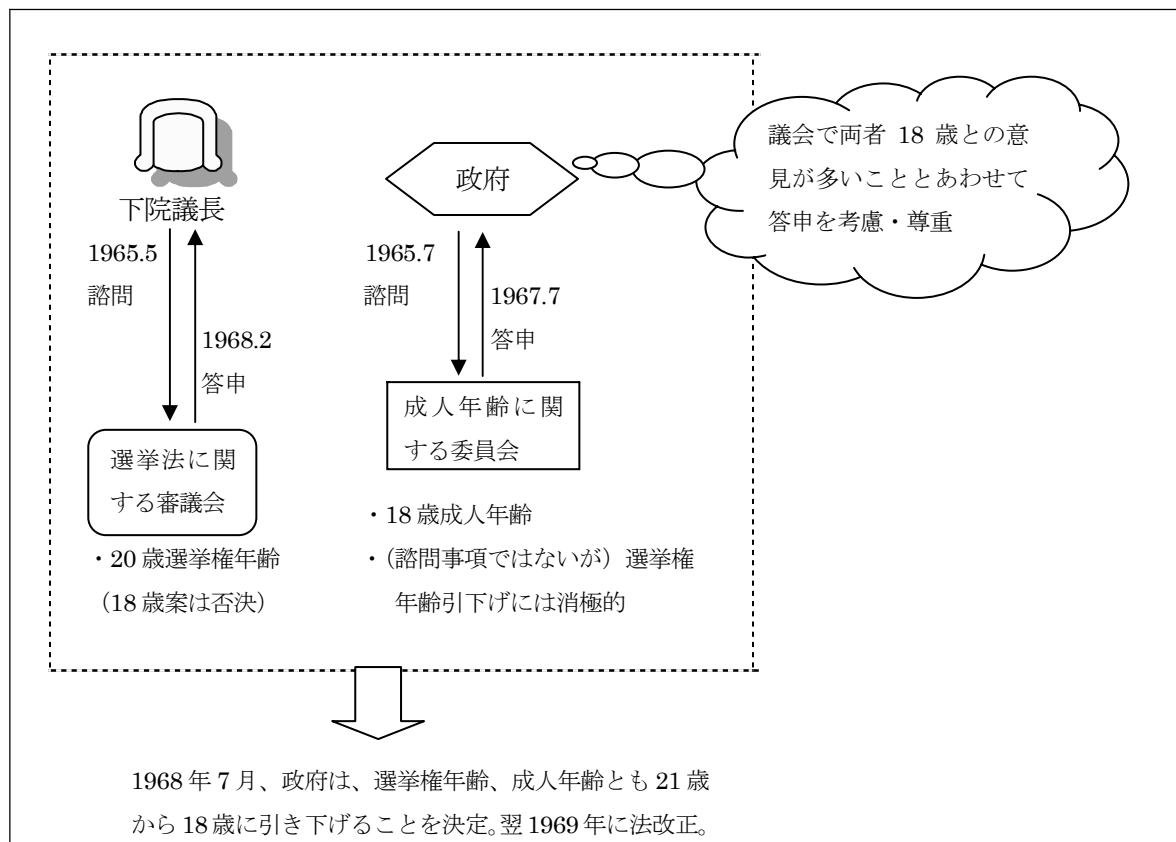
⁽⁷⁶⁾ 三木妙子「イギリスにおける『一九六九年家族法改正法』」『比較法学』6巻1号, 1970.5, pp.257-265.

ある。

成人年齢に関する委員会には、選挙権年齢の引下げについて諮問されていなかったものの、答申の中で、選挙権年齢については諮問から除かれていることを指摘した上で、「私事について適切に対処することと、公的かつ市民的な責任を果たすことは別のことである」として、成人年齢の引下げに併せて選挙権年齢を引き下げることについては消極的な見解を示した⁽⁷⁷⁾。

その後、1968年2月には選挙法に関する審議会が、選挙権年齢を従来の21歳から18歳に引き下げるとする案を賛成3対反対22で否決し、20歳に引き下げるとする案を賛成24対反対1で可決し、20歳に引き下げるとの答申⁽⁷⁸⁾を行った⁽⁷⁹⁾。

《イギリスにおける選挙権年齢及び成人年齢引下げ時の流れ》



このように選挙権年齢については選挙法に関する審議会及び成人年齢に関する委員会の双方から、成人年齢に合わせる必要はない、との答申が行われたが、議会においては選挙権年齢を成人年齢と同様に18歳に引き下げるべきだとの意見が多く示された⁽⁸⁰⁾。これを踏まえて、1968年7月、政府は「選挙権年齢を20歳に引き下げるべきであるという選挙法に関する審議会の答申を十分尊重した上で、成人年齢に関する委員会の成人年齢についての答申を考慮して、選挙権年齢を18歳に引き下げる⁽⁸¹⁾」と決定した。選挙権年齢引下げに関する政府の理由は、

(77) *Report of the Committee on the Age of Majority, op.cit.* (74), para.22-25.

(78) *Conference on Electoral Law Final Report*, February 1968, Cmnd. 3550.

(79) 柳沢 前掲注(73), p.3.

(80) HC Deb, Vol.762, 10 Apr. 1968, cols.1401-1408.

(81) *Conclusions on Review of the Law Relating to Parliamentary Elections*, July 1968, Cmnd. 3717.

キャラハン内務相の説明によれば次の通りである⁸²⁾。

- ① 引下げは 1966 年総選挙における労働党綱領でもすでに述べている。
- ② 最近では、青年は肉体的にも早く成熟し、若くして結婚し、大人としての社会的責任を負っている。
- ③ 教育も昔より進んでおり、知識も豊富になっている。
- ④ 若い者に参政権を与えることは、政治に活気を与え、新しい考え方を吹き込むであろう。
- ⑤ 年輩者に比し、若い者は偏見が少ない。
- ⑥ 18 歳への引下げは、若い者に「参加」の感覚を植えつけるのに大いに役立つであろう。
- ⑦ 青年が 18 歳で成人に達し、社会的に大人並みの責任を負わなければならないのに対し、これに選挙権を与えないのは不均衡である。

議会での法案審議を経て、1969 年 4 月に 1969 年国民代表法 (Representation of the People Act 1969) が、同年 7 月に 1969 年家族法改正法 (Family Law Reform Act 1969)⁸³⁾が制定され、選挙権年齢と成人年齢はともに 18 歳に引き下げられた。

2003 年から 2004 年にかけて、選挙委員会 (The Electoral Commission) が選挙権年齢の引下げを検討した。その報告書では選挙権年齢は 18 歳に据え置くことを勧告したものの、被選挙権年齢については 21 歳から 18 歳に引き下げることを勧告しており⁸⁴⁾、これを受けて 2006 年選挙管理法 (Electoral Administration Act 2006) により、被選挙権年齢は 18 歳に引き下げられた。同報告書では、選挙権年齢の 16 歳への引下げについて、今後のシティズンシップ教育などによって社会意識や若者の責任感が変化することも考えられることから、更に調査検討を行うことを提案している⁸⁵⁾。現在のブラウン政権は、2007 年 7 月に憲法改革構想の提案として公表した緑書『英国の統治 (The Governance of Britain)』⁸⁶⁾の中で「選挙権年齢の引下げ」を検討項目として掲げており、司法省に青少年のシティズンシップに関する委員会 (Youth Citizenship Commission) を設置した。同委員会は若者のシティズンシップについての理解を深める方法を調査し、政治参加を増大させることを目的としており、選挙権年齢を 16 歳に引き下げるか否かについて若者の議論をリードすることが付託事項の一つとなっている。2009 年春には、首相、司法大臣及び子ども・学校・家庭大臣に対して報告書を提出する予定である⁸⁷⁾。

スコットランドでは、従来から選挙権年齢の 16 歳への引下げを主張してきたスコットラン

⁸²⁾ 柳沢 前掲注(73), p.3.

⁸³⁾ 1969 年家族法改正法はイングランド及びウェールズにしか適用されない。北アイルランド、スコットランドとも、成人法上の成人年齢は 18 歳であるが、スコットランドでは、1991 年スコットランド成人年齢法 (Age of Legal Capacity (Scotland) Act 1991) に基づき、取引行為は 16 歳から可能である。

⁸⁴⁾ Electoral Commission, "News releases - Voting age should stay at 18 says The Electoral Commission," 19 Apr. 2004. <<http://www.electoralcommission.org.uk/news-and-media/news-releases/electoral-commission-media-centre/news-releases-reviews-and-research/voting-age-should-stay-at-18-says-the-electoral-commission>> 近年、“Votes At 16”などの団体が中心となって、選挙権年齢を 16 歳に引き下げる動きがある。自由民主党は 2001 年総選挙以降のマニフェストで選挙権年齢の 16 歳への引下げを継続的に掲げており、同様の趣旨の法案もしばしば各党の議員から提出されている (Kevin Williams and Isobel White, "Reduction in voting age," *House of Commons Library Standard Note*, SN/PC/01747, 14 May 2008. <<http://www.parliament.uk/commons/lib/research/notes/snpc-01747.pdf>>)

⁸⁵⁾ Electoral Commission, *ibid.*

⁸⁶⁾ Ministry of Justice, *The Governance of Britain*, Cm7170, July 2007. <<http://www.official-documents.gov.uk/document/cm71/7170/7170.pdf>>

⁸⁷⁾ Governance of Britain ウェブサイト, "Youth Citizenship Commission" <<http://governance.justice.gov.uk/about/youth-citizenship-commission/>>

ド国民党が2007年選挙で与党となった。現在では、スコットランド議会の選挙権についての決定権はイギリス議会が持っているが、2008年6月にスコットランド政府の議会担当大臣が、この決定権をスコットランド議会に移譲するよう主張している⁸⁸⁾。

また、イギリス王室の属領であるマン島は2006年2月に、ジャージー島は2007年7月にそれぞれ独自の議会の選挙権年齢を18歳から16歳に引き下げた⁸⁹⁾。

(2) 婚姻適齢

婚姻適齢は、1929年に婚姻適齢法 (The Age of Marriage Act 1929) が制定されて以来、男女とも16歳となっているが、現行法である1949年婚姻法 (Marriage Act 1949) 第3条は、18歳未満の者が婚姻しようとする場合には、親の同意等が必要であると規定している。

(3) 刑事手続において少年として扱うことができる年齢

13世紀ころ、刑事責任年齢は7歳とされており、7歳未満の者は、いかなる罪も犯す能力がないと推定されていた⁹⁰⁾。7歳以上14歳未満の者については、重罪を犯す能力がないと推定されたが、反証がある場合はこの限りではないとして例外が認められていた⁹¹⁾。

1908年児童法 (Children Act 1908) により、16歳未満の者を成人の刑事手続と区別して扱う少年裁判所 (juvenile court) を初めて設置した⁹²⁾。1927年に若年犯罪者に関する委員会は、1908年法以降の経験から、17歳未満の者を少年裁判所の管轄権に係属させるよう勧告した⁹³⁾。この勧告は、1933年児童少年法 (Children and Young Persons Act 1933) に取り入れられ、同法では少年の年齢を17歳未満とし⁹⁴⁾、1969年児童少年法 (Children and Young Persons Act 1969) でも、少年裁判所が17歳未満の者についての裁判権を保持し続けた⁹⁵⁾。

1991年刑事司法法 (Criminal Justice Act 1991) は、少年裁判所を青少年裁判所 (youth court) に名称変更し、対象とする年齢を18歳未満に引き上げた⁹⁶⁾。これは、17歳は子どもから大人への移行段階に当たり、その年齢層の持つ多様性から、少年と同様の扱いを可能にするためである⁹⁷⁾。

⁸⁸⁾ The Scottish Government, "News Release - Voting powers," 2008.6.12.
<<http://www.scotland.gov.uk/News/Releases/2008/06/12104807>>

⁸⁹⁾ Williams and White, *op.cit.* 84, p.7.

⁹⁰⁾ 池田栄『英国刑事公民政治史序説(増補)』三和書房, 1962, pp.100-101.

⁹¹⁾ 同上

⁹²⁾ 1908年児童法第111条。少年裁判所は、成人と共同で告発を受けたのではない16歳未満の者に対する告発及び出頭を命じられた16歳未満の者に関する申し立て事件を審理する略式裁判所である。同法第131条では、“child”を14歳未満の者、“young person”を14歳以上16歳未満の者と規定している。


⁹³⁾ W.E. カベナー (桑原洋子訳)『イギリス少年裁判所 - 児童と法律』日本評論社, 1993, pp.75-76. (原書名: W. E. Cavenagh, *Juvenile courts - the Child and the Law*. 1967.)

⁹⁴⁾ 1933年児童少年法第107条。“child”を14歳未満の者、“young person”を14歳以上17歳未満の者と規定している。

⁹⁵⁾ 木村 前掲注(19), p.89.

⁹⁶⁾ 1991年刑事司法法第68条及び附則第8。

⁹⁷⁾ 村井敏邦「Ⅲ イギリス 第1章 イングランド・ウェールズにおける少年司法の歩み」澤登俊雄編『世界諸国の少年法制』成文堂, 1994, p.126.

 **Point** イギリスのポイント

- ① 選挙権年齢と成人年齢を、ともに 1969 年に 18 歳に引き下げている。
- ② 婚姻適齢は 16 歳であるが、未成年者は親の同意等が必要である。
- ③ 刑事手続において少年として扱うことができる年齢は、1991 年に 18 歳に引き上げられている。
- ④ 選挙権年齢を 16 歳に引き下げる議論が活発になっている。

3 アメリカ

(1) 選挙権年齢

連邦制を採るアメリカでは、州の選挙制度は各州で独自に定めることとされており、連邦議会の選挙権も、合衆国憲法において「各州の選挙人は、その州議会の議員数の多い議院の選挙人となるのに必要な資格を有していなければならない⁽⁹⁸⁾」として、各州法の規定に委ねられている。1943 年時点では、各州とも連邦選挙の選挙権年齢を 21 歳と定めていたが、その後一部の州では、18 歳でも徴兵されることから、「戦うのに十分な年齢であるならば、投票するのも十分な年齢である (“Old enough to fight, Old enough to vote”）」をスローガンに選挙権年齢引下げの主張があり、選挙権年齢を引き下げて、18、19 又は 20 歳とした⁽⁹⁹⁾。

連邦レベルで選挙権年齢を引き下げる動きが大きくなったのは、1960 年代のことである。当時は、若年人口の急増が社会的注目を浴び、選挙権年齢を引き下げた方が、共和党と民主党ともに自党に有利ではないかという思惑が大きく影響した。同時に、ベトナム戦争への若年層の召集という事態も大きな契機となった⁽¹⁰⁰⁾。18 歳以上 21 歳未満の青年が兵役の義務を負い、納税の義務を負い、成人として刑事責任を追及されるにもかかわらず、政策を決定する機構としての政府の選挙に際しては何らの発言権を持たないということは不当である、と主張されたのである⁽¹⁰¹⁾。

これらを背景にして、1970 年に 1965 年投票権法 (Voting Rights Act of 1965. 黒人に選挙権を与えないために選挙権付与の条件として読み書きテスト等を行うことを 5 年間禁止する内容) の改正案 (禁止期間を 5 年間から 10 年間に延長する内容) が審議された際に、18 歳以上の市民の選挙権を、年齢を理由として拒否してはならない旨の修正が加えられた。エドワード・M・ケネディ上院議員は選挙権年齢の引下げの理由として以下の 4 点を挙げている⁽¹⁰²⁾。

- ① 今日の 18 歳の青年は以前のいかなる世代の青年よりもよい教育を受けており、18 歳以上 21 歳未満の年齢層の青年を一体としてみるとき、選挙権の責任ある行使に必要な人格の成熟、判断力、着実性を持っていること。

⁽⁹⁸⁾ アメリカ合衆国憲法第 1 条第 2 節第 1 項及び修正第 17 条 (訳は阿部照哉・畑博行編『世界の憲法集〔第三版〕』有信堂高文社、2005. による)。

⁽⁹⁹⁾ “Chapter 2, Elections: An Expanding Franchise,” *Guide to U.S. Elections*, 5th ed., Volume 1, Washington D.C.: CQ.press, 2005, pp.33-34. 1943 年にジョージア州が、1955 年にケンタッキー州がそれぞれ 18 歳に引き下げている。また、1959 年にアラスカ及びハワイが州に昇格する際には、選挙権年齢をアラスカ州は 19 歳、ハワイ州は 20 歳と規定した。

⁽¹⁰⁰⁾ *ibid.*

⁽¹⁰¹⁾ Bob Benenson, “Youth Suffrage,” *Elections A to Z*, 3rd ed., Washington D.C.: CQ Press, 2008, p.616.

⁽¹⁰²⁾ 中村泰男「アメリカ 1970 年改正投票権法」『外国の立法』9 巻 5 号, 1970.9, p.184.

- ② 18歳に選挙権年齢を引き下げることにより、早くから市民としての責任感が養成され、それにより青年の広汎な社会的、政治的参加が推進されること。
- ③ 18歳の青年は、兵役の義務を負い、職業に従事し、結婚ができ、契約を結ぶことができ、税金を支払わねばならず、自動車の運転が許され、拳銃を所有することが認められ、あるいは成人として刑事責任を負うものとみなされる等、その実質及び責任において投票する権利に比すべき色々な権利義務が既に我々の社会において与えられている。権利義務が与えられながら、権利義務に関する事項を決定するのに最も重大な関係を有する政府を選挙することに参加する権利を与えないことは不当である。
- ④ 選挙権年齢を引き下げることにより選挙民の全体的な質が改善され、われわれの社会がよりよく代表されるようになる。同様に重要なことは熱烈な、感覚の鋭敏な、理想主義的な、活力に満ちた選挙民の集団が新たに加わることである。

こうして、連邦法において選挙権年齢は18歳に引き下げられた。ただし、ニクソン大統領は法律には署名したものの、もともと連邦議会には参政権を拡大させる権限はないとして、18歳選挙権の規定は合衆国憲法違反であると主張した。そこで当該規定が憲法に違反していないかどうかの判断を裁判所に求めるようにミッチェル司法長官に依頼した⁽¹⁰³⁾。

連邦最高裁判所は、大統領及び連邦議会議員の選挙権年齢を18歳に引き下げるとは支持したが、州及び地方の選挙の参政権は州が規定する事項であり、連邦法で規定することは違憲であると判断した。そのため一部の州においては、連邦レベルの選挙権年齢は18歳、州レベルの選挙権年齢は21歳という不一致が生じた。これを解消するために合衆国憲法の修正が必要となり、1971年7月に修正第26条として成立し、選挙権年齢は連邦だけでなく州及び地方選挙も一律に18歳となった⁽¹⁰⁴⁾。

(2) 成人年齢

成人年齢も、州法が規定する事項である。従来コモンロー上の成人年齢は21歳であったが、選挙権年齢の引下げに伴って、多くの州で成人年齢も引き下げられている。2003年刊行の資料によると、成人年齢を18歳としているのが45州とコロンビア特別区（以下「ワシントンD.C.」という。）、19歳としているのが2州（アラバマ州、ネブラスカ州）、21歳としているのが3州（コロラド州、ミネソタ州、ミシシッピ州）である⁽¹⁰⁵⁾。

(3) 婚姻適齢

婚姻適齢も、州法が規定する事項である。ほとんどの州が、親の同意なしに婚姻できる年齢を男女とも18歳とし、親の同意と裁判所の承認を必要とする年齢をこれより低く設定している⁽¹⁰⁶⁾。ただし、カリフォルニア、カンザス、マサチューセッツの3州は、婚姻適齢の最低年齢に関して明文規定がない。また、成人年齢が18歳ではない上記5州の親の同意なしに婚姻

(103) 斎藤敏「投票権を十八歳に下げた米国憲法修正第二十六条（一九七一年）について」『日本法学』37巻2号，1971.11，pp.80-85.

(104) 同上

(105) Richard A. Leiter, *National Survey of State Laws*, 4th ed., Detroit: Thomson/Gale, 2003, pp.477-488.

(106) 35州及びワシントンD.C.が男女16歳であり、その他の州の規定ふりは多様である（男女17歳、15歳、14歳、また男女差を設けている州もある）。

できる年齢についてみると、ミシシッピ州だけが男女 21 歳としており、他の 4 州は男女 18 歳としている⁽¹⁰⁷⁾。

(4) 刑事手続において少年として扱うことができる年齢

少年非行、少年司法問題も、州法が規定する事項である。

18 世紀後半の段階では、7 歳未満の者は犯罪能力がないため、訴追・刑罰から除外されたが、7 歳以上であれば犯罪者は刑事裁判所で扱われ、拘禁刑や死刑さえ科せられた⁽¹⁰⁸⁾。

19 世紀に少年裁判所の設立を求める運動が起こり、主要な都市で、少年専用の施設ができた。少年は精神、認知能力が完全に発達していない者であるとして、成人とは区別されるようになったのである。

1899 年にイリノイ州で少年裁判所法 (Juvenile Court Act) が成立し、全米で最初の少年裁判所が設置された。これは、前述したように国親思想に基づくものであり、この少年裁判所では、16 歳未満の少年を扱っていた。

その後、刑罰を科すよりも更生を図ることを優先させるために少年裁判所を設置する州は増加し、1925 年までに 48 州で少年裁判所が設置された。年齢規定に関しては、1927 年に出版された文献によれば、少年裁判所で管轄する上限を 16 歳とするものが 13 州、17 歳とするものが 4 州、18 歳とするものが 14 州、19 歳とするものが 1 州とのことである⁽¹⁰⁹⁾。その後 50 年の間に、全米の多くの州の少年裁判所が 18 歳未満の者を扱うようになっていく。

ただし、少年裁判所が裁判権を有する年齢であっても、少年裁判所が裁判権を放棄すると、成人と同じ刑事裁判で扱われることになった。成人と同じ裁判所で扱うかどうかについては、事件ごとに「少年と公衆の最大限の利益」を基準に判断される⁽¹¹⁰⁾。

1975 年からは、4 州において年齢の引上げ又は引下げの法改正がなされている⁽¹¹¹⁾。

2004 年時点で、少年裁判所が裁判権を有する年齢 (犯行時) の上限は、多くの州で 18 歳未満となっている⁽¹¹²⁾。また、連邦犯罪 (銃器の輸入・販売等) の刑事手続では、現在、18 歳未満の者を少年と規定している⁽¹¹³⁾。

(107) Leiter, *op.cit.* (105), pp.417-422.

(108) *Juvenile Offenders and Victims: 2006 National Report*, p.94. 米国司法省ウェブサイト <<http://ojjdp.ncjrs.gov/ojstatbb/nr2006/downloads/NR2006.pdf>> 以下の記述は、当文献による。

(109) 1927 年出版の H. H. Lou, *Juvenile Courts in the United States*, 四ッ谷 前掲注(19), p.32 に引用。

(110) 1980 年代に、少年による重大事件の増加から、多くの州で少年事件を厳罰化する立法があった。特定の罪を犯した少年を、少年としてではなく成人と同じ刑事裁判所で扱うこととする州法や、少年裁判所において成人の刑事裁判と同様に扱うこととする州法が成立した。 *op.cit.* (108), p.96.

(111) *ibid.*, p.103. アラバマ州においては 1976 年に 16 歳未満から 17 歳未満に、1977 年に 18 歳未満に引き上げた。ワイオミング州においては 1993 年に 19 歳未満から 18 歳未満に引き下げ、ニューハンプシャー州及びウィスコンシン州においては 1996 年に 18 歳未満から 17 歳未満に引き下げている。

(112) *ibid.* この報告書によれば、16 歳未満としているのは、コネチカット州、ニューヨーク州及びノースカロライナ州の 3 州、17 歳未満としているのはジョージア州、イリノイ州、ルイジアナ州、マサチューセッツ州、ミシガン州、ミズーリ州、ニューハンプシャー州、サウスカロライナ州、テキサス州及びウィスコンシン州の 10 州で、残りの 37 州及びワシントン D.C. は 18 歳未満としている。

(113) 18 U.S.C. § 5031.

(114) ドイツ連邦共和国基本法第 38 条第 2 項。

(115) 柳沢長治「西ドイツにおける選挙権年齢引下げについて」『自治研究』47 卷 4 号, 1971.4, p.54.

(116) 同上, pp.56-57.

Point アメリカのポイント

- ①ベトナム戦争の際に、18歳以上21歳未満の者は徴兵されるのに選挙権がないのは不当である、と主張されたのをきっかけとして、1971年に選挙権年齢が18歳に引き下げられている。
- ②成人年齢は、州法が規定する事項である。50州のうち、45州が成人年齢を18歳としている。
- ③婚姻適齢は、州法が規定する事項である。50州のうち、47州が婚姻適齢を18歳としている。
- ④刑事手続において少年として扱うことができる年齢は、州法が規定する事項である。50州のうち、37州が18歳未満としている。

4 ドイツ

(1) 選挙権年齢

旧西ドイツは憲法に相当する基本法において、選挙権年齢を21歳、被選挙権年齢を25歳と規定していた⁽¹¹⁴⁾。1966年ごろに選挙権年齢引下げが議論され始めたが、当時は大部分の議員は、成年に近づきつつある年齢層には「市民としての明白な成熟」が欠けている、として反対していた。その後大学紛争が激しくなり、兵役義務が18歳なのに選挙権が21歳まで行使できないのは不公平ではないか、という主張が高まったのを契機として社会的問題となったのである⁽¹¹⁵⁾。

1966年に、選挙権年齢を18歳に、被選挙権年齢を23歳に引き下げる基本法改正案が連邦議会に提出された。1969年5月に開かれた公聴会では、世論調査によれば、政治的関心は18歳になると上昇し、19歳でその何倍も急激に上昇するが、それを過ぎると21歳から25歳までの間はほんのわずかの増加を示すだけである、との証言がなされた⁽¹¹⁶⁾。

当初の基本法改正案は廃案になったものの、1970年には、選挙権年齢を18歳に引き下げ、被選挙権年齢を「成人年齢⁽¹¹⁷⁾」と規定することで全ての政党の意見が一致し、1970年7月に基本法第38条が改正された⁽¹¹⁸⁾。

引下げが実現に至った主な理由として、以下の点が考えられている⁽¹¹⁹⁾。

- ① 学生運動の激しさのなかに学生青年層の政治的関心の並々ならぬものを認め、18歳の青年層に選挙権を与えることによって彼らに政治的社会的責任を負わせることが最も適当であると判断した。また、政治不信を主張する激しい学生運動を緩和するためには、青年層に選挙権を与えることが最もよい方法であるという政治的配慮が働いていたように思われる。
- ② 兵役義務が18歳からであるので、青年層に義務のみ課するのは公平でなく、選挙の権利を与えることが当然である。

(117) (2)で述べるように、当時の成人年齢は21歳であり、18歳に引き下げられるのは1975年のことである。

(118) 柳沢 前掲注(115), p.55; *Dokumente zur Entstehung des Grundgesetzes 1948 und 1949 (Dokumente zur neuesten deutschen Verfassungsgeschichte)*. Stuttgart: Kohlhammer, 2001, p.713.

(119) 柳沢 同上, pp.60-61.

- ③ 1969年総選挙の分析の結果、21歳～25歳の青年層の投票状況及び政党支持率などが、大体大人と同じような考え方をしていることが確認され、18歳～20歳の青年層も大体同じ傾向にあることが予想できたので、各政党がすべて年齢引下げに踏み切った。

他の法定年齢を同時に引き下げること検討されたが、法体系に混乱が起きるので、選挙権年齢と被選挙権年齢のみを引き下げることになった。上記の引下げの理由からすると、選挙権年齢と連動して成人年齢をどうするかという議論が必然的に出てくる余地が少ないとの指摘もある⁽¹²⁰⁾。

なお、連邦制を採るドイツでは、州の選挙制度は各州で独自に定めることとされており、各州の選挙における選挙権年齢も州が独自に定めている。州の選挙権年齢の18歳への引下げは基本法の改正を待たずして始まっており、1969年3月にハンブルク州が引き下げたのを最初として、1970年7月までには全州が選挙権年齢を18歳に引き下げた。

現在は選挙権年齢のさらなる引下げが議論となっており⁽¹²¹⁾、一部の州⁽¹²²⁾では自治体選挙の選挙権年齢が16歳に引き下げられている⁽¹²³⁾。

(2) 成人年齢・婚姻適齢

成人年齢は、ドイツ帝国時代の1875年から21歳と定められていた⁽¹²⁴⁾。1970年代になって、社会的経済的状況の変化に伴い、若者の成長が顕著に早まったことを理由とし、選挙権年齢の引下げや、先行するヨーロッパ諸国の成人年齢引下げの議論とも関連して⁽¹²⁵⁾、1974年、成人年齢と婚姻適齢を18歳に引き下げること内容とする成年改定法が成立し、それに伴い民法及び婚姻法等が改正された。本改正法は1975年1月1日から施行された。

成人年齢は、この民法改正により18歳に引き下げられた⁽¹²⁶⁾。それ以前には、親の営業を継ぐ必要があるなどの特段の必要性が認められる18歳以上の未成年者が、後見裁判所の決定を得て成年者と同一の法律上の地位を取得する「成年宣告」という制度があったが、この制度は、成人年齢の引下げにより廃止された⁽¹²⁷⁾。

婚姻適齢は、婚姻法改正により男女とも18歳とされた⁽¹²⁸⁾。改正前の婚姻適齢は、男性21歳、女性16歳であり、男性については、特段の事情がある場合、後見裁判所が婚姻禁止を解除し婚姻適齢を引き下げることが可能であった。しかし、男女平等の理念から、親の同意なしに婚姻できる年齢を男女とも18歳とし、同意権者の同意のもとに、相手方が成年（18歳以上）であ

⁽¹²⁰⁾ 同上, pp.61-62.

⁽¹²¹⁾ 遠藤正武「『年齢制限なしの一票』を求めるドイツの青少年たち」『論座』47号, 1999.3, pp.92-97.

⁽¹²²⁾ メクレンブルク=フォアポンメルン州、ニーダーザクセン州、ノルトライン=ヴェストファーレン州、ザクセン=アンハルト州及びシュレスヴィヒ=ホルシュタイン州の5州が自治体選挙の選挙権年齢を16歳、他の11州は18歳としている（Übersicht über die Wahlsysteme bei Kommunalwahlen, "Wahlen, Wahlrecht und Wahlsysteme" ウェブサイト <<http://www.wahlrecht.de/kommunal/index.htm>>）。

⁽¹²³⁾ 山口和人「海外法律情報 ドイツ 二州で地方選挙の選挙権年齢を一六歳に引下げ」『ジュリスト』No.1110, 1997.4.15, p.154.

⁽¹²⁴⁾ J. von Staudingers, *Kommentar zum Bürgerlichen Gesetzbuch mit Einführungsgesetz und Nebengesetzen 12, neubearbeitete Aufl.*, Berlin: Sellier/W. de Gruyter, 1980, p.149.

⁽¹²⁵⁾ *ibid.*

⁽¹²⁶⁾ 民法第2条。

⁽¹²⁷⁾ 石井五郎「西ドイツ：成年改定法律案」『外国の立法』12巻6号, 1973.11, pp.260-275；山田晟『ドイツ法律用語辞典 改訂増補版』大学書林, 1993, p.698.（Volljährigkeitserklärungの項）

⁽¹²⁸⁾ 西ドイツ婚姻法第1条第1項。宮井忠夫「西ドイツ家族法の改正について（上）」『ジュリスト』No.639, 1977.5.15, p.104.

ることを条件として、16歳に達していれば、申立てにより、後見裁判所が婚姻の禁止を解除することができることと定められた。1988年の婚姻締結法により、この規定は民法第1303条に引き継がれたが、家庭裁判所による婚姻禁止の解除があれば、同意権者の同意は不要となった⁽¹²⁹⁾。

(3) 刑事手続において少年として扱うことができる年齢

現行の少年裁判所法は、1953年に旧西ドイツで成立した法律が部分改正を重ねてきたもので、東西ドイツ統合後も基本的構造は変わっていない⁽¹³⁰⁾。同法の適用範囲は、少年(Jugendliche)と若年成人(Heranzwachsende)である。少年とは、行為の時点で14歳以上18歳未満の者をいい、若年成人(青年)とは、行為の時点で18歳以上21歳未満の者をいう⁽¹³¹⁾。

若年成人に関しては、個別の事件において、一般刑法を適用するのかそれとも少年裁判所法を準用するのが審査されなければならない。環境的要因等も考慮して、行為者の人格を全体的に評価した場合に、行為時における道徳的及び精神的発育から見てまだ少年と同等であることが明らかになるとき等は、少年裁判所法を準用することができる⁽¹³²⁾。

1990年代半ばから警察統計上の少年犯罪の増加が指摘され始め、マスコミ報道と政治的喧伝⁽¹³³⁾を通じて厳罰化要求が強まったため、若年成人に対しては一般刑法の適用等が求められたが、実務家を含む専門家から強い批判的意見が表明された⁽¹³⁴⁾。2002年に、ドイツ少年裁判所・少年審判補助者連合がまとめた提案では、行為時に18歳以上21歳未満の若年成人を少年裁判所法の対象とし、行為時に21歳以上25歳未満の者も若年成人に含め、それが適切な場合には少年裁判所法の適用を可能とすることを求めている⁽¹³⁵⁾。

Point ドイツのポイント

- ①兵役義務が18歳からなのに対して、選挙権年齢が21歳なのは不公平であるという主張をきっかけにして、1970年に選挙権年齢が18歳に引き下げられている。
- ②成人年齢と婚姻適齢は、ともに1974年に18歳に引き下げられている。
- ③一部の州では、地方選挙の選挙権年齢が16歳に引き下げられている。
- ④刑事手続において少年として扱うことができる年齢は18歳未満であるが、18歳以上21歳未満の者も少年と同様の扱いを認められる場合がある。

(129) 西ドイツ婚姻法第1条第2項。宮井 同上；同法第3条。D. シュヴァープ(鈴木祿弥訳)『ドイツ家族法』創文社、1986, pp.43-45。(原書名: Dieter Schwab, *Familienrecht. 3. Aufl.* 1984.)；野田愛子・梶村太市総編集『新家族法実務大系 第1巻』新日本法規出版、2008, p.102。

(130) 澤登 前掲注(9), p.281。

(131) 少年裁判所法第1条第2項。

(132) 少年裁判所法第105条。ドイツ少年裁判所・少年審判補助者連合(DVJJ)(武内謙治訳)『ドイツ少年刑法改革のための諸提案』現代人文社、2005, pp.18, 181-182。(原書名: Deutsche Vereinigung für Jugendgerichte und Jugendgerichtshilfe e.V. (DVJJ), *DVJJ 2. Jugendstrafrechtsreform-Kommission*. 2002.)

(133) 1993年、キリスト教民主同盟(CDU)とキリスト教社会同盟(CSU)の連邦議会議員からなる共同会派が、少年刑の強化、若年成人に対する少年刑法の適用の排除等の提案をした。川出敏裕「ドイツにおける少年法制の動向」『ジュリスト』No.1087, 1996.4.1, pp.92, 95。

(134) 武内 前掲注(132), p.239；澤登 前掲注(9), p.283。

(135) 武内 同上, pp.19-22。

5 フランス

(1) 選挙権年齢と成人年齢

フランスにおける選挙権年齢を21歳から18歳に引き下げる動きは、1960年代後半から見られ、選挙権年齢引下げの法案もたびたび議員立法として提出されていた。しかし、政府・与党は保守派に不利とみられる選挙権年齢引下げに着手せず⁽¹³⁶⁾にいた

引下げの動きが進化したのは1974年の大統領選挙においてである。保守派のジスカールデスタン候補は「青年に政治参加の機会を与えるために選挙権年齢を引き下げる」との公約を掲げた。当選後は「若い大統領」と自称し、「若さと行動力」をスローガンとするシラク内閣をつくったことや、新有権者となる18歳から21歳までの年齢の人口が200万人程度であり、次回の大統領選挙の結果においても、それら青年の票の行方で左右の勢力を逆転させる可能性は比較的少ないと判断したことなどにより、選挙権年齢引下げの決断をしたと言われている⁽¹³⁷⁾。

また、政府は当初選挙権年齢の引下げしか考えていなかったが、民主中道派総裁のルカニューエ法相と共和国民主主義者連合(UDR)の議員との議論の応酬の末、年齢の引下げは民法法令一般にまで広がった⁽¹³⁸⁾。

1974年7月に成立した、18歳を成人年齢と定める1974年7月5日の法律第631号は、第1章で選挙権年齢の引下げについて、第2章において民法上の成人年齢の引下げ等について、第3章において成人年齢の引下げに伴う刑事法関係の規定の改正(刑事訴訟法の一部改正)について、第4章以下において所要の経過規定をそれぞれ定めており、法定年齢を一括して21歳から18歳に引き下げていることが特徴である⁽¹³⁹⁾。

(2) 婚姻適齢

婚姻適齢は、1803年に制定されたナポレオン法典以来、男性18歳、女性15歳であった⁽¹⁴⁰⁾。しかし、女性に対して差別的であり、とくに移民家族の少女が婚姻を強制される結果をもたらしているという批判があり⁽¹⁴¹⁾、女性の婚姻適齢を18歳に引き上げる民法改正が2006年4月に成立した。

ただし、重大な理由があるときは、大審裁判所検事正は、婚姻適齢未満の者に対しても例外的に婚姻を許可することができる。この許可を「年齢の免除」(dispense d'âge)という⁽¹⁴²⁾。

(3) 刑事手続において少年として扱うことができる年齢

1810年の刑法典では、少年の年齢を16歳未満と定めていたが、1906年4月16日法によって18歳未満に引き上げられた。引上げがなされたのは、18歳に達するまでは、肉体的・精神的発育はまだ十分ではないし、刑罰を科すことによって、かえって少年を害するおそれがあると考えられたからである⁽¹⁴³⁾。

現在は、刑法により、少年は18歳未満の者と規定されている⁽¹⁴⁴⁾。

(136) 清水隆雄「フランスにおける成人年齢等の引下げについて」『レファレンス』289号, 1975.2, p.89.

(137) 同上

(138) 「国民議会、民事成年一八歳引下げを決定」『海外ニュースガイド』No.457, 1974.7.11, p.9.

(139) 清水 前掲注(136), p.89.

(140) 民法第144条。

Point フランスのポイント

- ① 選挙権年齢と成人年齢は、ともに 1974 年に 18 歳に引き下げられている。
- ② 婚姻適齢は、男性 18 歳、女性 15 歳であったが、2006 年に男女とも 18 歳とされている。
- ③ 刑事手続において少年として扱うことができる年齢は、1906 年から 18 歳未満となっている。

6 イタリア

(1) 選挙権年齢

イタリアにおける選挙権年齢は、1882年に25歳から21歳に引き下げられた⁽¹⁴⁵⁾。1912年に、政府は、急進派や社会主義者の支持を得ようとして⁽¹⁴⁶⁾、納税額等の要件を満たした21歳から29歳までの者に加え、30歳以上のすべての男性に選挙権を付与した。第一次世界大戦後の1919年には、選挙権は、21歳以上のすべての男性及び兵役に服した21歳未満の男性にまで拡大された⁽¹⁴⁷⁾。

第二次世界大戦後の憲法制定議会においては、憲法上、下院の選挙権年齢をどのように規定するかについて、①この問題を選挙法に先送りする、②21歳と明記する、③18歳以上への選挙権拡大を望む立場から、憲法には21歳とは明記しない、などの意見が出され、最終的に「成年⁽¹⁴⁸⁾」という語を用いることとなった⁽¹⁴⁹⁾。そして、法律によって、下院の選挙権年齢を21歳と定めた⁽¹⁵⁰⁾。

1975年には、「満18歳に達した市民に対する成人としての権利付与並びに行為能力及び選挙権に関するその他の法律の改正」で、下院の選挙権年齢と成人年齢を一体で18歳に引き下げている⁽¹⁵¹⁾。

(140) 「民法改正により女性婚姻年齢を引き上げ」『女たちの21世紀』42号、2005、Spring、pp.60-61。

(142) 民法第145条。もっとも頻繁に認められる免除理由は配偶者となるべき女子の懐妊である。山口俊夫『概説フランス法(上)』東京大学出版会、1978、p.397。

(143) 森下忠「VI フランス少年法の諸問題」宮沢浩一編『世界諸邦少年法制の動向』鳳舎、1968、p.119。

(144) 刑法第122-8条。10歳以上18歳未満の者は教育的制裁措置(sanctions éducatives)の対象となり、13歳以上18歳未満の者は更に刑罰(peines)の対象となる。具体的には、1945年2月2日オールドナンスで定められている。

(145) 年齢以外にも初等義務教育を修了した男性という要件が課されていた。

(146) 西平重喜『各国の選挙』木鐸社、2003、p.314。

(147) 堺慎介「イタリア共和国議会選挙制度」『阪大法学』50号、1964.3、pp.71-72、79；Daniele Caramani *Elections in Western Europe since 1815, electoral results by constituencies*. New York: Grove's Dictionaries, 2000、pp.610-611；Thomas T. Mackie and Richard Rose, *The International Almanac of Electoral History, Fully Revised*, 3rd ed., London: Macmillan, 1991、pp.258-259。

(148) 憲法第48条第1項。

(149) Raffaele Bifulco et al. ed., *Commentario alla Costituzione, vol.1*. Torino: Utet Giuridica, 2006、p.48。

(150) 1947年10月7日法律第1058号(選挙権の規律並びに選挙人名簿の管理及び毎年の検査に関する規程)第1条

(151) イタリアの下院の選挙権については、「下院選挙諸法の統一法典」第5条において、「1947年10月7日法律第1058号の規定及びその後の改正規定によって定められる」と規定されており、「その後の改正規定」に当たる「選挙権の制限並びに選挙人名簿の管理及び改訂法に関する統一法典」第1条において、選挙権年齢を18歳と規定している。「満18歳に達した市民に対する成人としての権利付与並びに行為能力及び選挙権に関するその他の法律の改正」は、この「選挙権の制限並びに選挙人名簿の管理及び改訂法に関する統一法典」第1条を改正している。柴田敏夫訳『イタリアの選挙法附・政党資金に対する国庫補助法』(調査資料90-1)国立国会図書館調査立法考査局、1990.6、pp.5-9、93-117；高橋利安「イタリアの新選挙法-解説及び翻訳-(二)」『レファレンス』46巻9号、1996.9、pp.51-80。

なお、上院の選挙権年齢は25歳であり、直接選挙の上院を持つ二院制国家で、上下両院の選挙権年齢が異なるのはイタリアのみである。2005年には、上院の選挙権年齢を18歳に引き下げることを含む大規模な憲法改正案が議会を通過したが、翌年実施された国民投票により否決された⁽¹⁵²⁾。

(2) 成人年齢

イタリア王国時代に制定された1865年民法は⁽¹⁵³⁾、成人年齢を21歳と定めていた⁽¹⁵⁴⁾。現行の1942年民法も⁽¹⁵⁵⁾、同様に21歳としていたが⁽¹⁵⁶⁾、上述のとおり、1975年に選挙権年齢の引下げと同時に18歳へと引き下げられた。

(3) 婚姻適齢

婚姻適齢は、1865年民法において男性18歳、女性15歳と規定されていたところ、1939年に男性16歳、女性14歳と改められ、さらに1975年の民法改正により、男女とも18歳となった⁽¹⁵⁷⁾。ただし、重大な理由がある場合には、親権者又は後見人の同意があれば、裁判所の判事の命令により16歳にまで引き下げることができる⁽¹⁵⁸⁾。

(4) 刑事手続において少年として扱うことができる年齢

刑事手続において少年として扱われる年齢は、18歳未満であり⁽¹⁵⁹⁾、これは1930年の刑法改正により21歳未満から引き下げられたものである⁽¹⁶⁰⁾。



Point イタリアのポイント

- ①選挙権年齢と成人年齢は、ともに1975年に18歳に引き下げられている。なお、上院の選挙権年齢は25歳である。
- ②婚姻適齢も、1975年に男女とも18歳とされている。
- ③刑事手続において少年として扱うことができる年齢は、1930年から18歳未満とされている。

(152) "Atto Senato n. 2544, XIV Legislatura," イタリア上院ウェブサイト

<<http://www.senato.it/leg/14/BGT/Schede/Ddliter/20444.htm>>; 岩波祐子「イタリア2006年憲法改正国民投票」『立法と調査』No.259, 2006.9, p.112.

(153) 大島俊之「イタリア民法典成立史の素描」『経済研究』26巻3・4号, 1981.8, pp.143-144.

(154) 風間鶴壽「イタリア新民法典第一編について」『法学論叢』43巻6号, 1940, pp.84, 90.

(155) 同法は、全体としては1942年に施行されたが、成人年齢についての規定を含む「人及び家族に関する法律」(第1編)は、単独の法律として、既に1939年に施行されていた。大島 前掲注(153), pp.147-150.

(156) 風間 前掲注(154), pp.84, 90.

(157) 民法第84条。

(158) 黒木三郎監修『世界の家族法』敬文堂, 1991, p.145.

(159) 刑典第98条。

(160) "Étude de législation comparée n° 173 - juin 2007 - La majorité pénale" フランス上院ウェブサイト

<<http://www.senat.fr/lc/lc173/lc173.html>> この報告書は、刑事手続において成人として扱われるようになる年齢及び刑事責任年齢について、ヨーロッパ11か国を調査した資料である。

7 カナダ

(1) 選挙権年齢

連邦国家としてのカナダ自治領が成立したのは1867年のことである。連邦議会の選挙権は各州の規定に委ねられていたものの、選挙権年齢を21歳とする点では一致していた⁽¹⁶¹⁾。1917年には、選挙権年齢の原則には変更がないものの、軍人選挙人法 (Military Voters Act) によりカナダ軍人については年齢に関係なく選挙権が与えられることとなった⁽¹⁶²⁾。

1920年の選挙法改正では、連邦議会の選挙権は連邦法で規定することとなり、選挙権年齢も21歳と規定された。その一方で、各州の選挙における選挙権年齢は、1944年に19歳に引き下げたアルバータ州を始めとして、18歳や19歳への引下げが相次いだ。連邦レベルでは1966年から各州での動きと同様の内容の法案が数多く提出され、1970年6月には選挙権年齢を18歳に引き下げる選挙法改正が実現した⁽¹⁶³⁾。

(2) 成人年齢

成人年齢は、州法が規定する事項であり、各州によって異なる。成人年齢は6州が18歳、4州及び3準州が19歳となっている⁽¹⁶⁴⁾。

(3) 婚姻適齢

婚姻適齢も州法が規定する事項である。多くの州では、男女とも親の同意なしに婚姻できる年齢と成人年齢を一致させ、重大な理由がある場合には16歳又はそれ以下に婚姻適齢を引下げ可能としているが、引下げの条件としては、親の同意及び裁判所の命令が必要な州、そのいずれか一方でよい州等、様々である。また、ニューブランズウィック州のように、成人年齢は19歳だが、婚姻適齢は原則男女18歳と定めている州も見られる⁽¹⁶⁵⁾。

(4) 刑事手続において少年として扱うことができる年齢

カナダにおいて成人裁判所から独立した少年裁判所及び処遇システムを確立したのは、連邦法として制定された1908年の非行少年法 (Juvenile Delinquents Act) である⁽¹⁶⁶⁾。非行少年の

(161) *A History of the vote in Canada*. Ottawa: Minister of Public Works and Government Services Canada for the Chief Electoral Officer of Canada, 1997, p.45.

(162) "The Evolution of the Federal Franchise," Elections Canada On-Line ウェブサイト
<<http://www.elections.ca/content.asp?section=gen&document=ec90785&dir=bkg&lang=e&textonly=false>>

(163) Wendell W. Cultice, *Youth's Battle for the Ballot: A History of Voting Age in America*, New York: Greenwood Press, 1992, pp.70-71.

(164) 成人年齢が18歳の州は、アルバータ州、マニトバ州、オンタリオ州、ケベック州、サスカチュワン州及びプリンスエドワードアイランド州。19歳の州は、ブリティッシュ・コロンビア州、ノバスコシア州、ニューブランズウィック州及びニューファンドランド・ラブラドール州。他の3準州 (ヌナブト準州、ノースウェスト準州及びユーコン準州) は、成人年齢は19歳である (準州は連邦直轄であり、州の自治権は非常に制約されている)。“Age of Majority by Province or Territory” 在フランスカナダ大使館ウェブサイト
<<http://www.international.gc.ca/canada-europa/france/canadaaz/agemajorite-en.asp>>

(165) "Getting Married" ニューブランズウィック州政府ウェブサイト
<http://www.snb.ca/e/1000/1000-01/pdf/SNB-GettingMarried_E.pdf>

(166) 丸山雅夫「第5編 スウェーデン・カナダの状況 第2章 カナダの少年法制」澤登俊雄・齊藤豊治編著『少年司法と適正手続』成文堂, 1998, p.394.

年齢については、当初、16歳未満として連邦で一律に規定していたが、1921年の改正で、州の事情を考慮して一律の年齢設定を断念し、18歳未満とし得ることを認め、1929年の改正で、男女間で年齢差を設けることも容認するに至った⁽¹⁶⁷⁾。こうして、上限は満年齢で16歳から18歳まで各州で異なっていた⁽¹⁶⁸⁾。

1982年に少年犯罪者法（Young Offenders Act）が成立し、同法の対象年齢を連邦で一律に12歳以上18歳未満とした⁽¹⁶⁹⁾。これは、各州で少年の取扱いが異なることが、権利および自由に関するカナダ憲章（Canadian charter of rights and freedoms）第15条に抵触すると考えられたからである。ただし、1984年に少年犯罪者法が施行された後も、1985年4月1日までは、各州の事情により少年の年齢の上限を16歳又は17歳とすることができるとする経過措置をとっていた⁽¹⁷⁰⁾。

現在は、少年刑事司法法（Youth Criminal Justice Act 2002）で18歳未満の者を対象としている⁽¹⁷¹⁾。

Point カナダのポイント

- ① 選挙権年齢は、1970年に18歳に引き下げられている。
- ② 成人年齢は州法が規定する事項である。10州及び3準州のうち、6州が成人年齢を18歳、4州及び3準州が19歳としている。
- ③ 婚姻適齢は州法が規定する事項である。多くの州では、親の同意なしに婚姻できる年齢と成人年齢を一致させている。
- ④ 刑事手続において少年として扱うことができる年齢は、かつては州により異なっていたが、1982年に連邦で一律に18歳未満となった。

8 ロシア

(1) 選挙権年齢

旧ソビエト連邦の選挙権年齢は、1936年制定の憲法において18歳と規定された⁽¹⁷²⁾。現在のロシア⁽¹⁷³⁾では、下院選挙が行われる度に下院議員選挙法の制定・改正を繰り返してきたが、選挙権年齢は一貫して18歳となっている。

(167) 同上, pp.395-396.

(168) 福田雅章「IV カナダ 第2章 カナダ少年法制の沿革」澤登編 前掲注97, pp.167-168.

(169) 丸山 前掲注(166), p.396.

(170) 少年犯罪者法第2条第2項。

(171) 少年刑事司法法第2条。

(172) 1936年ソビエト連邦憲法第135条。なお、後にソビエト連邦の構成国となるロシア社会主義連邦ソビエト共和国は、1918年制定の憲法において選挙権年齢を18歳と規定した。18歳という年齢は、人が独立した市民生活に入る年齢とされたが、さらに慣習によって婚姻適齢の低い地方のことも考慮にいれて、地方によって選挙権年齢を引き下げることでもできた（森下敏男『ソビエト憲法理論の研究』創文社、1984, pp.268-269.）。

(173) 本稿では現在のロシア連邦を「ロシア」、ソビエト連邦の構成国の一つであったロシア・ソビエト連邦社会主義共和国を「ロシア共和国」と記した。

(2) 成人年齢

旧ソビエト連邦の成人年齢は、1922年のロシア共和国民法により、18歳と規定されていた⁽¹⁷⁴⁾。現在、ロシア憲法第60条は「ロシア連邦の市民は、18歳から独立して完全にその権利を行使し、義務を履行することができる。」と規定しており⁽¹⁷⁵⁾、ロシア民法も同様に、18歳に達したときに初めて民事上の完全責任能力を取得すると規定している⁽¹⁷⁶⁾。

(3) 婚姻適齢

旧ソビエト連邦は連邦国家であり、1936年制定のソビエト連邦憲法は、連邦の所管事項として「結婚と家族に関する法令の基礎の制定」を掲げており⁽¹⁷⁷⁾、これに対して、各連邦構成共和国の憲法は、共和国の所管事項として、「結婚及び家族に関する立法」を掲げていた⁽¹⁷⁸⁾。ソビエト政権は、1918年に「身分行為、結婚法、家族法及び後見法に関する法典」を公布した。その際の婚姻適齢の規定は、男性18歳、女性16歳であったが、1926年の「結婚、家族、及び後見法典」において男女18歳に改め⁽¹⁷⁹⁾、ロシア共和国はこれを採択した。

現在のロシアでも、婚姻適齢は、原則男女とも18歳である。ただし、尊重すべき事由が存在する場合、婚姻締結の国家登録地の地方自治機関は、結婚を希望する者の申請に基づき、16歳に達した者の婚姻を許可する権限を有する。また、ロシアの連邦構成主体の法律は、16歳未満であっても、特殊な事情を考慮に入れて、例外的に婚姻の締結を許可することができる⁽¹⁸⁰⁾。手続及び条件を定めることができる⁽¹⁸⁰⁾。

(4) 刑事手続において少年として扱うことができる年齢

旧ソビエト連邦においては、刑事手続において少年として扱うことができる年齢の統一した規定はなく、各連邦構成共和国の立法にゆだねていた⁽¹⁸¹⁾。ロシア共和国の刑事手続において少年として扱うことができる年齢については、1918年に17歳未満と定められ、社会的に危険な行為を実行したと認められた少年は、少年事件委員会の管轄とされた。1919年には、年齢の基準が18歳未満に引き上げられた⁽¹⁸²⁾。

1960年のロシア共和国の刑法では、裁判所は、18歳未満の者が社会的危険性の大きくない罪を犯した場合において、その者の矯正が刑罰の適用がなくても可能であると認めるときは、刑罰ではない教育的性格の矯正処分を適用することができるとしていた⁽¹⁸³⁾。

(174) ロシア共和国民法典は、公布当時、そのまま各共和国民法典として、ソビエト連邦の全領域に適用された。胡麻本篤一『ソヴェト民法および労働法』（新文化双書）法律文化社、1949、pp.5-13。なお、1922年のソビエト連邦の構成国は、ロシア共和国、ウクライナ共和国、白ロシア共和国及びザカフカース共和国の4か国であった。

(175) 阿部・畑編 前掲注98, p.486.

(176) ロシア民法第21条第1項。

(177) 1936年ソビエト連邦憲法第14条。

(178) ロシア共和国憲法第19条も同様であった。稲子恒夫・稲子宣子「1926年のロシア家族法典とその発展」『名古屋大学法政論集』43号, 1968.3, p.106.

(179) 稲子恒夫・稲子宣子「初期のソビエト家族法」『名古屋大学法政論集』36号, 1966, pp.83-85.

(180) 1995年ロシア連邦新家族法典第13条。森下敏男「邦訳：ロシア連邦新家族法典（1995年）」『神戸法学雑誌』46巻2号, 1996.9, p.317.

(181) 法務省刑事局『ソビエト少年法』1972.4, pp.4-5。以下の記述は、当文献による。

(182) ロシア共和国刑法指導原則。14歳未満の者は、刑事責任に問われない。

(183) 刑法典第10条(中山研一『法務資料 ロシア共和国刑法典』法務大臣官房司法法制調査部司法法制課, 442号, 1982, p.9.)。

現在、ロシアにおいては18歳未満の者が少年と規定されている⁽¹⁸⁴⁾。



Point ロシアのポイント

- ① 選挙権年齢、成人年齢及び婚姻適齢は、第二次世界大戦前から18歳となっている。
- ② 刑事手続において少年として扱うことができる年齢も、18歳未満となっている。

9 韓国

(1) 選挙権年齢

韓国では、選挙権年齢は日本と同じく20歳と規定されていたが、選挙法を改正する度に選挙権年齢の引下げ問題が議論されてきた。選挙権年齢を20歳と定めた公職選挙法（当時は公職選挙及び選挙不正防止法）は、選挙権及び平等権を侵害しているのではないかという問題について、憲法裁判所は、同法が選挙権年齢を民法上の成年である20歳としたのは、未成年者の精神的・身体的自律性が不十分であり、教育的側面から予見される副作用及び独自に政治的な判断をなし得る能力などを考慮したもので、合理的な裁量の範囲を逸脱したものと見ることはできない、と1997年に判示している⁽¹⁸⁵⁾。

2004年2月には、国家人権委員会が、以下の理由を挙げて選挙権年齢の引下げを勧告している⁽¹⁸⁶⁾。

- ① 国際的基準と趨勢に符合していない点（国際連合の児童の権利に関する条約における成人年齢や、諸外国で選挙権が付与される年齢は18歳である）。
- ② 国内の異なる法令との衡平性とも食い違う点（兵役の義務や、公務員になることができる資格は18歳から付与される）。
- ③ 現行の選挙年齢が20歳に規定されたのは、1960年のことであって、この年齢が私たちの社会の40余年間の変化と発展を反映していることが困難な点。
- ④ 選挙年齢の付与は、自ら選挙権を行使することができる政治的判断能力の当否であり、必ずしも民法上の成人年齢と一致させる必要はない点。
- ⑤ 憲法第10条は、国家が国民の基本権を十分に保障しなければならない義務を規定していること。

ヨルリン・ウリ党、民主労働党及び民主党は、国家人権委員会の勧告などを受けて、選挙権年齢を18歳に引き下げることがを主張したが、ハンナラ党は「選挙権年齢を18歳に引き下げる場合、高校生が含まれ混乱する」として、まず19歳に引き下げて、その後段階的に引き下げることを主張した。このハンナラ党の主張に従って、2005年6月に選挙権年齢を20歳

(184) 刑法第87条第1項。

(185) 蔡勝錫「韓国の選挙制度」『現代法学』4号、2002.11、p.30。

(186) 홍석인 (ホン・ソギン)「선거연령 하향조정 관련경과」(選挙年齢の引下げ調整関連経過)『선거연령 하향조정 어떻게 볼 것인가? 토론회 자료집』(選挙年齢の引下げ調整、どう見るか)2004.9.9、pp.34-41。参加連帯議政監視センターウェブサイト <<http://blog.peoplepower21.org/Politics/12044>>

(187) 公職選挙法第15条。「18세 선거권, 이번에는 성사될까」(18歳選挙権、今回はうまくいくか)『Oh my News』2005.5.28。<http://e.ohmynews.com/NWS_Web/view/at_pg.aspx?cntn_cd=A0000258363>

から19歳に引き下げる法案が成立した⁽¹⁸⁷⁾。また、2007年4月には国民投票年齢を20歳から19歳に引き下げる法案も成立した⁽¹⁸⁸⁾。

(2) 成人年齢

成人年齢については、1990年代から民法全面改正の必要性⁽¹⁸⁹⁾が議論されてきており、これに合わせて、1999年、法務部（法務省）に、改正作業を検討する民法改正特別委員会が設置された。民法改正特別委員会は、成人年齢に関しては、20歳という成人年齢が最近の青少年の成熟度を勘案すると現実には合わないと判断し、19歳への引下げを主張していた⁽¹⁹⁰⁾。その後、2004年10月には、成人年齢を19歳に引き下げる民法改正案が国会に提出されたが⁽¹⁹¹⁾、2008年4月に、第17代国会の会期終了とともに廃棄となった⁽¹⁹²⁾。

しかし、同年10月、法務部は、成人年齢の19歳への引下げを含む民法の全面的な改正を2009年から段階的に進めていく計画を明らかにした⁽¹⁹³⁾。法務部は、引下げの理由の一つに、2005年に選挙権年齢が19歳に引き下げられたことを挙げている⁽¹⁹⁴⁾。また、18歳ではなく19歳とする理由についても、選挙権年齢と同様に「18歳を成人とすると高校3年生に未成年者と成人が混ざる問題が生じるため」と説明している⁽¹⁹⁵⁾。

(3) 婚姻適齢

婚姻適齢については、2006年以降、それまでの男性18歳、女性16歳という規定（未成年者は両親又は後見人の同意が必要）を、男女平等を定める憲法上の理念の関係から見直そうとする動きがあり、2007年11月に民法改正案が可決された。同年12月の公布、施行により、婚姻適齢は男女ともに18歳になった⁽¹⁹⁶⁾。

(4) 刑事手続において少年として扱うことができる年齢

韓国における近代的な少年司法制度の基礎となったのは、1942年3月に制定された朝鮮少年令であり、その対象となるのは20歳未満の者であった⁽¹⁹⁷⁾。現行法は1958年7月に制定された少年法であり、同法においても20歳未満の者を対象としている⁽¹⁹⁸⁾。

(188) 国民投票法第7条。

(189) 総則・物権・債権編を網羅する財産法全分野に関する改正を意図していた。鄭鍾休「韓国民法改正試案について」岡孝編『契約法における現代化の課題』法政大学出版社、2002、pp.157-179。

(190) 白井京「【短信：韓国】民法改正の動き－成人年齢を20歳から19歳に－」『外国の立法』（事務用資料）2004.6.14。

(191) 高翔龍「民法改正の動向(5)韓国」内田貴・大村敦志編『民法の争点（ジュリスト増刊）』有斐閣、2007、p.42。

(192) 尹眞秀（金祥洙訳）「韓国の民法改正」『ジュリスト』No.1360、2008.7.15、p.129。

(193) 「成人年齢「満19歳」に下げる 法務部、民法の全面改正を推進」東亜日報ウェブサイト（日本語版）2008.10.8.<http://japan.donga.com/srv/service.php3?biid=2008100888618&path_dir=20081008>

(194) 同上

(195) 「民法上の成年、満19歳に改正へ」朝鮮日報ウェブサイト（日本語版）2008.10.8.<<http://www.chosunonline.com/article/20081008000062>>

(196) 白井京「【短信：韓国】民法改正－婚姻適齢の男女統一」『外国の立法』（事務用資料）2008.1.10。

(197) 崔鍾植「韓国における少年司法の歴史」『法政研究』71(3)、2005.2、p.536。以下の記述は、当文献による。

(198) 少年法第2条。



Point 韓国のポイント

- ①選挙権年齢は 20 歳であったが、2005 年に 19 歳に引き下げられている。
- ②成人年齢は 20 歳である。選挙権年齢と同様に 19 歳に引き下げる法案が提出されたが、成立はしていない。
- ③婚姻適齢は男性 18 歳、女性 16 歳であったが、2007 年に男女平等の観点から、男女とも 18 歳となっている。
- ④刑事手続において少年として扱うことができる年齢は、20 歳未満となっている。

10 ニュージーランド

(1) 選挙権年齢

ニュージーランドでは、投票と兵役、すなわち市民の権利と責任が連動して考えられてきた。選挙権年齢は 1853 年に行われた最初の議会選挙の時から 21 歳と規定されていたが、第一次及び第二次世界大戦中は、21 歳未満であっても兵役に就いている者は選挙権を与えられていたのである⁽¹⁹⁹⁾。

1960 年代の欧米の選挙権年齢引下げの議論は、ニュージーランドにも大きな影響を与えることとなった。それは政治参加の拡大の要求の高まりと高学歴化の影響であるとともに、ベトナム戦争に対する学生運動を受けた結果でもある。ニュージーランドでも、若者は、もし 18 歳が戦争で戦うことができるほど成熟しているというのなら、政府の形成について意見を述べることもできるはずだと主張した。多くの政治家も、若者が抗議行動をするくらいならそのエネルギーを政治の正当な経路に誘導した方がよいと考えた。その結果、選挙権年齢は 1969 年に 21 歳から 20 歳に引き下げられ、さらに 1974 年には 18 歳に引き下げられた⁽²⁰⁰⁾。

(2) 成人年齢と婚姻適齢

成人年齢は、1970 年に制定された成人年齢法 (Age of Majority Act 1970) により、21 歳から 20 歳に引き下げられた⁽²⁰¹⁾。しかし、この法律は、成人年齢に関する「定義のない場合又は〔この法に〕反する意図を有する指示のない場合に限り⁽²⁰²⁾」適用するという規定を有しており、個別法において独自の年齢規定を設けることが認められている。そのため、18 歳を成人と規定する場合も多い点が特徴である。その一例として、婚姻適齢が挙げられる⁽²⁰³⁾。

婚姻について定める婚姻法 (Marriage Act 1955) は、未成年者の婚姻には同意権者の同意⁽²⁰⁴⁾が必要な旨を規定し⁽²⁰⁵⁾、「未成年者とは 18 歳未満の者」と定義している⁽²⁰⁶⁾。さらに、16 歳未

(199) "History of the Vote: The Right to Vote," Elections New Zealand ウェブサイト
<http://www.elections.org.nz/study/history/right-to-vote.html>

(200) *ibid.*

(201) 成人年齢法第 4 条。

(202) 成人年齢法第 4 条第 2 項。原文は、"In the absence of a definition or of any indication of a contrary intention"である。

(203) 他の例としては、未成年者契約法 (Minors' Contracts Act 1969) 第 2 条第 1 項等。

(204) 両親と同居している場合は両親双方の同意、別居している場合は同居している親の同意等について、細かく場合分けされている。

(205) 婚姻法第 18 条。

満の者の婚姻には婚姻許可証を発行してはならないと規定している⁽²⁰⁷⁾。すなわち、同意権者の同意をもって婚姻することが可能になるのは、16歳以上18歳未満の者に限られる。

(3) 刑事手続において少年として扱うことができる年齢

刑事手続において青少年 (young person) として扱われる年齢は、1989年児童、青少年及び家族法により17歳未満と規定されている⁽²⁰⁸⁾。

2007年12月には、ニュージーランド政府から、青少年の定義を18歳未満に引き上げることを含む同法の改正案⁽²⁰⁹⁾が議会に提出された⁽²¹⁰⁾。改正案について、ダイソン社会開発・雇用担当相は、青少年司法制度が成人の刑事制度よりも再犯の防止に役立つとの研究があることや、年齢の引上げが18歳未満の者を児童と定義している国際連合の児童の権利に関する条約に合致することを挙げて説明した⁽²¹¹⁾。この改正案は、2008年10月の議会の解散により審議未了となっている。



Point ニュージーランドのポイント

- ① 選挙権年齢は兵役の義務と連動して考えられ、1969年に21歳から20歳に、1974年には20歳から18歳に引き下げられた。
- ② 成人年齢は20歳である。選挙権年齢と異なっているが、この20歳という規定は、各個別法に定義がない場合に適用されるものであり、個別法で成人年齢を18歳としている例も多く見られる。
- ③ 婚姻適齢は16歳である。未成年者は同意権者の同意が必要と規定されているが、ここでの「未成年者」は18歳未満と定義されている。
- ④ 刑事手続における少年として扱うことができる年齢は17歳となっているが、18歳に引き上げる法案が提出されている。

(206) 婚姻法第2条第1項。

(207) 婚姻法第17条。

(208) 児童、青少年及び家族法 (Children, Young Persons, and Their Families Act 1989) 第2条第1項は、14歳以上17歳未満の者を、“young person”と規定している。同法は、児童・青少年の保護のための法律であり、少年司法制度のほかには虐待からの児童・青少年の保護や身体障害等についても規定されている。

(209) 1989年児童、青少年及び家族法の改正案は、児童保護、身体障害、青少年司法の分野で、第一線で働く人や非政府組織など様々な人からの公開協議 (public consultation) の結果を基に作られた。年齢の引上げに関しては、36人が回答しており、そのうちの26人が引上げに賛成している。反対したのは8人であり、2人は賛否を明らかにしなかった。賛成の理由として、国際連合の児童の権利に関する条約の年齢の定義に合致することや、18歳に達する前に有する成人の権利は一部にすぎず、そのことが同法により保護を受けることを否定する理由とはならないこと等が挙げられた。反対の理由として、年齢引上げにより現存する制度に支障を来すおそれがあることや、18歳に達する前からいくつかの成人の権利を有するため、これに伴う法律上の責任を負うべきであること等が挙げられた。“Report to the Ministry of Social Development Safeguarding our children: Updating the Children, Young Persons, and their Families Act 1989 Overall Summary of Submissions,” 2 August 2007. 社会開発省ウェブサイト < <http://www.msd.govt.nz/about-msd-and-our-work/work-programmes/policy-development/cypf-act-update/> > 参照。

(210) “Children, Young Persons, and Their Families Amendment Bill (No 6) 2007” ニュージーランド議会ウェブサイト < http://www.parliament.nz/en-NZ/PB/Legislation/Bills/c/7/1/00DBHOH_BILL8364_1-Children-Young-Persons-and-Their-Families-Amendment.htm >

(211) “Children and Young Persons & their Families Act to be updated,” 4 December, 2007. ニュージーランド政府ウェブサイト < <http://www.beehive.govt.nz/node/31542> >

参考資料1 主要国の各種法定年齢（一覧）

国名	選挙権 ⁽¹⁾		被選挙権 ⁽¹⁾		国民投票 の投票権 ⁽²⁾	私法上 の成人	婚姻		
	下院	上院	下院	上院			男	女	
日本	20	20	25	30	20 ⁽³⁾	20	18	16	未成年者（20歳未満）は、父母の同意が必要である。
イギリス	18	-	18	21 ⁽¹⁾	18	18	16	16	18歳未満の者は、親の同意等が必要である。
アメリカ	18	18	25	30	-	18 ⁽⁴⁾	18	18	カリフォルニア州では原則18歳以上。裁判所の許可命令と、両方若しくは片方の親又は後見人の同意があれば18歳未満の者にも婚姻許可証が発行される。
ドイツ	18	-	18	18 ⁽¹⁾	-	18	18	18	原則18歳以上。配偶者となる者の一方が成人であり、他方が16歳以上であれば、裁判所は婚姻の禁止を解除することができる。
フランス	18	18	23	30	18	18	18	18	原則18歳以上。重大な理由がある場合には、大審裁判所検事正は、婚姻適齢に達しない者に対しても例外的に婚姻を許可することができる。
イタリア	18	25	25	40	18	18	18	18	原則18歳以上。重大な理由がある場合には、親権者又は後見人の同意があれば、裁判所の判事の命令により16歳まで引き下げることができる。
カナダ	18	-	18	30-75 ⁽¹⁾	18	18 ⁽⁵⁾	18	18	オンタリオ州では原則18歳以上。双方の両親の書面による合意がある場合には、16歳まで引き下げることができる。
ロシア	18	-	21	30 ⁽¹⁾	18	18	18	18	原則18歳以上。尊重すべき事由が存在する場合には、16歳以上で地方政府の許可により婚姻できる。
スウェーデン	18	-	18	-	18	18	18	18	原則18歳以上。18歳未満は、申請者の居住地を管轄する県庁の許可を得なければ婚姻できない。この許可は、特別な理由がある場合に限り与えられる。
フィンランド	18	-	18	-	18	18	18	18	原則18歳以上。特別な理由がある場合には、司法省は18歳未満の者に対し、婚姻制限の適用を除外することができる。
デンマーク	18	-	18	-	18	18	18	18	原則18歳以上。婚姻適齢に達しない者に国王の許可によって例外を設けることは可能である。
オランダ	18	-	18	18 ⁽¹⁾	18	18	18	18	原則18歳以上。男女が16歳以上で、女子が妊娠しているか又は既に子を産んでいることを申告した場合には、両者に合意があれば婚姻できる。
ベルギー	18	18	21	21	-	18	18	18	原則18歳以上。重大な理由がある場合には、少年裁判所が許可をすることができる。
オーストリア	16	-	18	21 ⁽¹⁾	16	18	18	18	原則18歳以上。配偶者となる者の一方が成人であり結婚を熟慮した状態の場合には、他方が16歳以上であれば、申請を提出すれば裁判所は婚姻適齢である旨を宣言することができる。
スイス	18	18	18	18	18	18	18	18	
スペイン	18	18	18	18	18	18	18	18	原則18歳以上。第一審裁判所は、正当な理由及び当事者の請求に基づき、14歳からの婚姻禁止を解除することができる。
ポルトガル	18	-	18	-	18	18	16	16	18歳未満で16歳以上の者の婚姻は、親権を行使する父親又は後見人による許可が必要である。
オーストラリア	18	18	18	18	18	18	18	18	原則18歳以上。特別な事情がある場合には、どちらか一方が16歳に達していれば、裁判官又は治安判事による命令により婚姻可能である。
ニュージーランド	18	-	18	-	18	20 ⁽⁶⁾	16	16	未成年者（18歳未満） ⁽⁶⁾ の場合には、同意権者の同意が必要である。
韓国	19	-	25	-	19	20 ⁽⁷⁾	18	18	
中国	18	-	18	-	-	18	22	20	少数民族については、具体的状況・実情に配慮し、婚姻適齢の引下げを認めている。

※表中で年齢に下線が引かれている場合には、当該法定年齢が国内でも地域により異なっていることを示している。表中では、その国で人口が最大の地域において適用されている年齢を記した。各国の人口最大の地域は以下の通りである。

イギリス：イングランド、アメリカ：カリフォルニア州、ドイツ：ノルトライン＝ヴェストファーレン州、カナダ：オンタリオ州、オーストラリア：ウィーン州（市）、スイス：チューリッヒ州、スペイン：アンダルシア自治州、オーストラリア：ニューサウスウェールズ州

- 選挙権年齢及び被選挙権年齢の欄で「-」と書かれている国は、間接選挙であるなどの理由により規定が存在しないこと又は一院制のため上院が存在しないことを表す。イギリス、ドイツ、カナダ、ロシア、オランダ及びオーストリアは上院議員は任命等により選出される。
- 国民投票の投票権年齢の欄で「-」と書かれている国は、国政レベルでの国民投票が行われていないことを表す。
- 日本の国民投票の投票権について、「日本国憲法の改正手続に関する法律」（平成19年法律第51号）は、本則で投票権者の年齢を18歳以上とする一方、附則により、18、19歳の者が国政選挙に参加できること等となるよう、公職選挙法（選挙権年齢）、民法（成年年齢）その他の法令の規定について検討が加えられ、必要な法制上の措置が講じられるまでは、投票権者の年齢を20歳以上とする、と規定している。
- アメリカの私法上の成人年齢は、45州で18歳、2州で19歳、3州で21歳となっている。
- カナダの私法上の成人年齢は、6州で18歳、4州及び3準州で19歳となっている。

刑事手続において少年として扱われなくなる年齢 ⁽⁶⁾	義務教育修了		飲酒 ⁽⁹⁾				喫煙 ⁽⁹⁾	国名
			店内での飲酒		販売店での購入		たばこ購入	
			ビール ワイン	蒸留酒	ビール ワイン	蒸留酒		
20	15		20	20	20	20	20	日本
18	16	2008年11月17日現在 "Education and Skills Bill" が審議中である。同法案では、義務教育修了年齢を2013年までに17歳、2015年までに18歳と段階的に引上げを行う、とされている。	18	18	18	18	18	イギリス
18	18	30州で16歳、11州で17歳、9州で18歳となっている。なお、義務教育開始年齢についても、5歳から8歳まで州により異なる。	21	21	21	21	18	アメリカ
18[21]	16	多くの州で6歳から15歳までの9年制となっているが、ノルトライン＝ヴェストファーレン州ほか5州では16歳までの10年制である。	16	18	16	18	18	ドイツ
18	16		16	18	16	16	18	フランス
18	18	2003年に15歳から18歳に引き上げる法律が成立したものの、現在は移行期にあるため、段階的に修了年限が延長されている。	16	16	16	16	16	イタリア
18	16		19	19	19	19	19	カナダ
18	15		18	18	18	18	18	ロシア
18[21]	15		18	18	20	20	18	スウェーデン
18	16		18	18	18	20	18	フィンランド
15[18]	15		18	18	16	16	18	デンマーク
18[21]	16		16	18	16	18	16	オランダ
18	18		16	18	なし	18	16	ベルギー
18[21]	14		16	16	16	16	16	オーストリア
18	14	義務教育年限は全州とも9年間だが、州により義務教育開始年齢が異なるため、修了年齢が14歳又は15歳となる。	16	18	16	18	なし	スイス
18	15		18 ⁽¹⁰⁾	18 ⁽¹⁰⁾	18 ⁽¹⁰⁾	18 ⁽¹⁰⁾	18	スペイン
21	14		16	16	16	16	18	ポルトガル
18	15	5州、1準州及び首都特別地域で15歳、1州で16歳となっている。	18	18	18	18	18 ⁽¹¹⁾	オーストラリア
17 ⁽¹²⁾	17又は18	義務教育年限は13年間だが、就学を開始するのが5歳又は6歳なので、義務教育修了年齢は17歳又は18歳となる。	18	18	18	18	18	ニュージーランド
20	15		19 ⁽¹³⁾	19 ⁽¹³⁾	19 ⁽¹³⁾	19 ⁽¹³⁾	19 ⁽¹³⁾	韓国
18	15		18	18	18	18	18	中国

(6)ニュージーランドの私法上の成人年齢は "Age of Majority Act 1970" により 20歳と規定されているが、各個別法においては18歳を成人年齢としているものも多い。婚姻について規定している "Marriage Act 1955" (2005年改正による) においても「未成年者とは18歳未満の者」と定義されている。

(7)韓国の成人年齢については、19歳に引き下げる民法改正案が国会に提出されたが、成立はしていない。

(8)刑事手続において少年として扱われなくなる年齢の欄で「18[21]」と書かれている国では、精神的に未熟である等の事情により、18歳以上21歳未満の者を少年と同様に扱うことができる場合がある。「15[18]」と書かれているデンマークでは、15歳以上18歳未満の者については、法定刑の下限よりも軽い刑を科すことができるなど特別の取扱いが定められている。

(9)飲酒・喫煙については、学校や公共の場など、場所により異なる年齢規制がなされている場合がある。

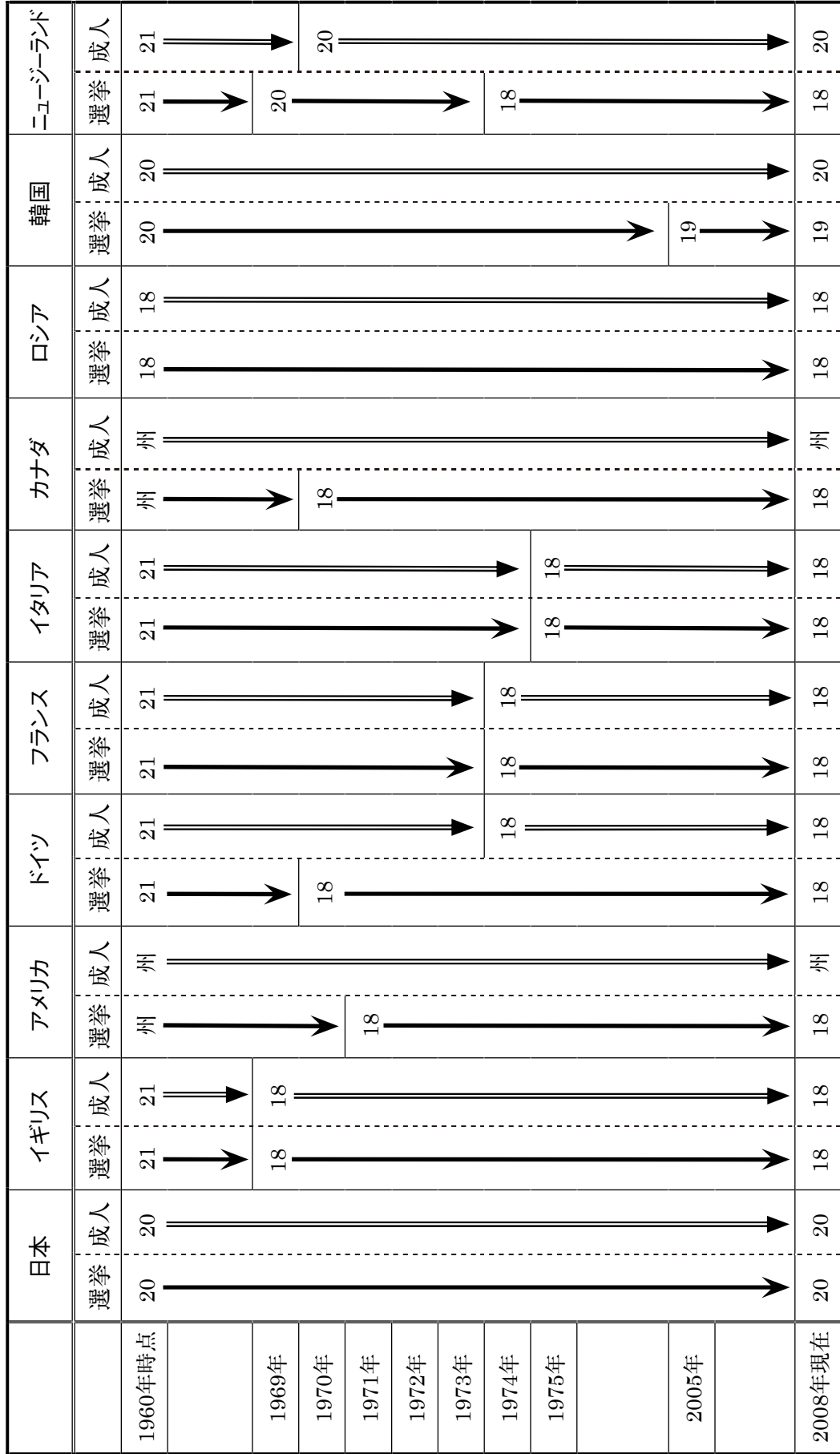
(10)スペインの飲酒可能年齢は、4自治州で16歳、13自治州で18歳となっている。

(11)オーストラリアの喫煙可能年齢は、各州法により規制の内容は異なるが、基準となる年齢はいずれも18歳となっている。

(12)ニュージーランドの刑事手続において少年として扱われなくなる年齢については、18歳に引き上げる法案が議会に提出されたが、審議未了となっている。

(13)韓国における飲酒・喫煙は、19歳になる年の1月1日から認められる。

参考資料2 主要国の選挙権年齢・成人年齢の変遷



※アメリカとカナダの「州」は、州によって異なることを示す。
 ※年齢規定を改正する憲法又は法律が成立した年を基準に作成しており、その改正が施行された年とは必ずしも一致しない。

参考資料3-1 世界各国・地域の選挙権年齢・被選挙権年齢（下院）

- ・列国議会同盟（Inter-Parliamentary Union）のウェブサイト（<http://www.ipu.org/parline-e/parlinesearch.asp>）を中心に調査を行い、併せて他のウェブサイト及び各種資料を参考にした。
- ・国名の左に「*」を付した国は、直接選挙を採用していない。議席の一部でも直接選挙により選出されている場合は直接選挙採用国として扱った。
- ・「-」はデータが不明又は規定がないことを示す。

	選挙権	被選挙権		選挙権	被選挙権		選挙権	被選挙権
アイスランド	18	18	サモア	21	21	バハマ	18	21
アイルランド	18	21	サントメ・プリンシペ	18	18	パプア・ニューギニア	18	25
アゼルバイジャン	18	25	ザンビア	18	21	パラオ	18	25
アフガニスタン	18	25	サンマリノ	18	25	パラグアイ	18	25
アメリカ合衆国	18	25	シエラレオネ	18	21	バルバドス	18	21
*アラブ首長国連邦	25	25	ジブチ	18	23	パレスチナ	18	30
アルジェリア	18	28	ジャマイカ	18	21	ハンガリー	18	18
アルゼンチン	18	25	シリア	18	25	バングラデシュ	18	25
アルバニア	18	18	シンガポール	21	21	東ティモール	17	17
アルメニア	18	25	ジンバブエ	18	21	ブータン	18	25
アンゴラ	18	35	スーダン	17	21	フィジー諸島（※4）	21	21
アンティグア・バーブーダ	18	21	スイス	18	18	フィリピン	18	25
アンドラ	18	18	スウェーデン	18	18	フィンランド	18	18
イエメン	18	25	スペイン	18	18	ブラジル	（※5）16	21
イギリス	18	18	スリナム	18	21	フランス	18	23
イスラエル	18	21	スリランカ	18	18	ブルガリア	18	21
イタリア	18	25	スロバキア	18	21	ブルキナファソ	18	21
イラク	18	30	スロベニア	18	18	ブルンジ	18	25
イラン	18	（※1）26	スワジランド	18	18	ベトナム	18	21
インド	18	25	セーシェル	18	18	ベナン	18	25
インドネシア	（※2）17	21	赤道ギニア	18	25	ベネズエラ	18	21
ウガンダ	18	18	セネガル	18	25	ベラルーシ	18	21
ウクライナ	18	21	セルビア	18	18	ベリーズ	18	18
ウズベキスタン	18	25	セントクリストファー・ネーヴィス	18	21	ペルー	18	25
ウルグアイ	18	25	セントビンセント・グレナディーン	18	21	ベルギー	18	21
エクアドル	18	30	セントルシア	18	21	ポーランド	18	21
エジプト	18	30	*ソマリア	-	-	ボスニア・ヘルツェゴビナ	18	18
エストニア	18	21	ソロモン諸島	18	21	ボツワナ	18	21
エチオピア	18	21	タイ	18	25	ボリビア	18	25
*エリトリア	-	-	大韓民国	19	25	ポルトガル	18	18
エルサルバドル	18	25	台湾	20	23	香港	18	21
オーストラリア	18	18	タジキスタン	18	18	ホンジュラス	18	21
オーストリア	16	18	タンザニア	18	21	マーシャル諸島	18	21
オマーン	21	30	チェコ	18	21	マケドニア	18	18
オランダ	18	18	チャド	18	25	マダガスカル	18	21
ガーナ	18	21	中央アフリカ	18	25	マラウイ	18	21
カーボヴェルデ	18	18	*中華人民共和国	18	18	マリ	18	21
ガイアナ	18	18	チュニジア	20	23	マルタ	18	18
*カザフスタン	18	25	朝鮮民主主義人民共和国	17	17	マレーシア	21	21
カタール	-	24	チリ	18	21	ミクロネシア	18	30
カナダ	18	18	ツバル	18	21	南アフリカ	18	18
ガボン	21	28	デンマーク	18	18	メキシコ	18	21
カメルーン	20	23	トーゴ	18	25	モーリシャス	18	18
ガンビア	18	21	ドイツ	18	18	モーリタニア	18	25
カンボジア	18	25	ドミニカ	18	21	モザンビーク	18	18
ギニア	18	25	ドミニカ共和国	（※3）18	25	モナコ	18	25
ギニアビサウ	18	21	トリニダード・トバゴ	18	18	モルディブ	21	25
キプロス	18	25	トルクメニスタン	18	25	モルドバ	18	18
キューバ	16	18	トルコ	18	30	モロッコ	18	23
ギリシャ	18	25	トンガ	21	21	モンゴル	18	25
キリバス	18	21	ナイジェリア	18	30	モンテネグロ	18	18
キルギス共和国	18	25	ナウル	20	20	ヨルダン	18	30
グアテマラ	18	18	ナミビア	18	21	ラオス	18	21
クウェート	21	30	ニカラグア	16	21	ラトビア	18	21
グルジア	18	25	ニジェール	18	25	リトアニア	18	25
グレナダ	18	18	日本	20	25	リビア	18	18
クロアチア	18	18	ニュージーランド	18	18	リヒテンシュタイン	18	18
ケニア	18	21	ネパール	18	25	リベリア	18	25
コートジボワール	21	23	ノルウェー	18	18	ルーマニア	18	23
コスタリカ	18	21	バーレーン	20	20	ルクセンブルク	18	18
コモロ	18	30	ハイチ	18	25	ルワンダ	18	21
コロンビア	18	25	パキスタン	18	25	レソト	18	21
コンゴ共和国	18	25	パナマ	18	21	レバノン	21	25
コンゴ民主共和国	18	25	バヌアツ	18	25	ロシア	18	21
*サウジアラビア	-	30						

※1 イランでは、被選挙権年齢は26歳以上75歳以下である。

※2 インドネシアでは、結婚している者には年齢にかかわらず選挙権が与えられる。

※3 ドミニカ共和国では、結婚している者には年齢にかかわらず選挙権が与えられる。

※4 フィジー諸島では、2006年12月のクーデターにより、議会が解散されている。

※5 ブラジルでは、18歳で選挙人として職権登録されるが、16歳から任意登録が可能である。

参考資料3-2 世界各国・地域の選挙権年齢・被選挙権年齢（上院）

- ・列国議会同盟（Inter-Parliamentary Union）のウェブサイト（<http://www.ipu.org/parline-e/parlinesearch.asp>）を中心に調査を行い、併せて他のウェブサイト及び各種資料を参考にした。
- ・国名の左に「*」を付した国は、直接選挙を採用していない。議席の一部でも直接選挙により選出されている場合は直接選挙採用国として扱った。
- ・「-」はデータが不明又は規定がないことを示す。

	選挙権	被選挙権		選挙権	被選挙権
* アイルランド	18	21	チリ	18	40
* アフガニスタン	-	35	* ドイツ	-	18
アメリカ合衆国	18	30	ドミニカ共和国	18	25
* アルジェリア	-	40	* トリニダード・トバゴ	-	25
アルゼンチン	18	30	ナイジェリア	18	35
* アンティグア・バーブーダ	-	21	* ナミビア	18	21
* イエメン	-	-	日本	20	30
* イギリス	-	21	* バーレーン	-	-
イタリア	25	40	ハイチ	18	30
* インド	25	30	* パキスタン	-	30
* ウズベキスタン	-	-	* バハマ	-	30
ウルグアイ	18	30	パラオ	18	25
エジプト	18	30	パラグアイ	18	40
* エチオピア	18	21	* バルバドス	-	21
オーストラリア	18	18	* フィジー諸島（※2）	-	-
* オーストリア	-	21	フィリピン	18	35
* オマーン	-	40	ブラジル	（※3）16	35
* オランダ	-	18	* フランス	18	30
* カザフスタン	18	30	ブータン	18	25
* カナダ	-	（※1）30	* ブルンジ	18	35
* ガボン	-	40	* ベラルーシ	-	30
* カンボジア	-	40	* ベリーズ	-	18
* グレナダ	-	18	ベルギー	18	21
コロンビア	18	30	ポーランド	18	30
* コンゴ共和国	-	45	* ボスニア・ヘルツェゴビナ	18	18
* コンゴ民主共和国	-	30	ボリビア	18	35
* ジャマイカ	-	21	* マダガスカル	-	-
ジンバブエ	18	40	* マレーシア	-	30
スイス	州による	州による	* 南アフリカ	-	18
* スーダン	21	-	メキシコ	18	25
スペイン	18	18	* モーリタニア	-	35
スロベニア	18	18	* モロッコ	-	30
* スワジランド	-	18	* ヨルダン	-	40
* セネガル	-	35	リベリア	18	30
* セントルシア	-	21	ルーマニア	18	33
タイ	18	40	* ルワンダ	-	40
* タジキスタン	-	-	* レソト	-	21
チェコ	18	40	* ロシア	-	30
* チュニジア	-	40			

※1 カナダでは、被選挙権年齢は30歳以上75歳以下である。
 ※2 フィジー諸島では、2006年12月のクーデターにより、議会在解散されている。
 ※3 ブラジルでは、18歳で選挙人として職権登録されるが、16歳から任意登録が可能である。

調査参加者一覧（五十音順、○は執筆者）

- 上原有紀子（文教科学技術課）
牛島 靖欧（議会官庁資料課）
○大月 晶代（行政法務課）
奥村 牧人（政治議会課）
○落 美都里（総務部総務課、前行政法務課）
金ハンセミ（前憲法室非常勤調査員）
○佐藤 令（政治議会課）
○澤村 典子（参議院事務局日本国憲法に関する調査特別委員会及び憲法調査会事務局、
前憲法室）
島村 智子（総務部支部図書館・協力課、前外交防衛課）
白井 京（海外立法情報課）
堤 真紀（国際子ども図書館資料情報課、前社会労働課）
那須 俊貴（政治議会課）
林 かおり（社会労働課）
福田 毅（外交防衛課）
宮畑 建志（政治議会課）
山岡 規雄（憲法室）
吉田多美子（国会レファレンス課、前文教科学技術課）

「基本情報シリーズ」

既刊

①諸外国の付加価値税（2008年版）

2008年10月

調査資料 2008-3-b

基本情報シリーズ②

主要国の各種法定年齢

選挙権年齢・成人年齢引下げの経緯を中心に

平成20年12月1日発行

ISBN 978-4-87582-676-7

国立国会図書館調査及び立法考査局

〒100-8924 東京都千代田区永田町1-10-1

電話 03(3581)2331

bureau@ndl.go.jp

* 本書は、下記に掲載のPDFファイルでもご覧いただけます。

- ・ 「調査の窓」(イントラネット)の「刊行物」のページ
- ・ 国立国会図書館ホームページ<<http://www.ndl.go.jp/>>
トップ>国会サービス関連情報「立法調査資料」>調査資料>平成20年刊行分

Age of Majority in Various Countries

Research and Legislative Reference Bureau

National Diet Library

Tokyo 100-8924, Japan

E-mail : bureau@ndl.go.jp

Research
Materials
2008-3-b

ISBN 978-4-87582-676-7